

水戸市

D V 対策基本計画（第 3 次）

困難な問題を抱える女性支援基本計画

水戸市

あいさつ



配偶者等からの暴力、いわゆるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性はDVのほかにも様々な困難な問題に直面することが多く、その問題は近年、複雑化、多様化かつ複合的なものとなっています。

さらに、DVと児童虐待には密接な関係があるといわれており、困難な問題を抱える女性のこどもについても心的外傷を負っていることがあります。

そのため、DV被害者や困難な問題を抱える女性だけでなく、そのこどもに対する支援体制の確立が求められています。

本市におきましては、2016（平成 28）年 3 月に「水戸市DV対策基本計画」を、2021（令和 3）年 3 月に「水戸市DV対策基本計画（第 2 次）」を策定し、水戸市配偶者暴力相談支援センターの設置による相談体制の強化や、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した関係機関等との連携体制の構築に努めてまいりました。

このたび、これまでの取組結果を検証し、更なるDVの防止対策や被害者の立場に立った一層の支援を進めるとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進や自立支援など、政策的に関連の深いこれらの施策を一体的に推進するため、「水戸市DV対策基本計画（第 3 次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定いたしました。

本計画は、「『DV被害者』や『困難な問題を抱える女性』のいない すべての人が安心して暮らせるまち・水戸」を目指す姿と定め、これまで実施してきた支援策を拡充するものです。

すべての市民が安心して暮らせる社会の実現に向けて、新たな課題に対応しながら本計画の着実な推進を図り、DVの根絶と、女性であることに起因して起こる困難な問題の解消、更にはそのこどもたちへの支援に力を尽くしてまいりますので、皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提言を賜りました市民の皆様をはじめ、それぞれの専門的な知見や経験で御審議いただきました専門委員の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 8 年 月

水戸市長 高 橋 靖

■■■■ 目次 ■■■■

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3

第2章 DV・困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

I 統計データからの現状

1 全国の現状	4
2 茨城県の現状	6
3 水戸市の現状	10

II DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査

1 DVに関する市民意識調査	13
2 困難な問題を抱える女性への支援に関する市民意識調査	17

III 課題	23
--------------	----

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿	25
2 基本方針	26
3 施策の体系	27
4 重点推進施策	28
5 目標指標	29

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり	30
基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保	33
基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援	37
基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発	43

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	46
2 進行管理	46

附属資料	47
------------	----

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、こどもの前でのDVは、児童虐待に当たり、こどもの心身に悪影響を及ぼします。全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数は、2020（令和2）年に過去最高となって以降、高い水準で推移しており、警察における相談受理件数も、増加傾向にあります。

国においては、DVを防止し、被害者を保護するため、2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定して以降、社会情勢の変化に合わせた改正を重ねながら、DV防止に向けた取組を全国的に展開しています。

本市においても、2016（平成28）年3月に「水戸市DV対策基本計画」を、2021（令和3）年3月に「水戸市DV対策基本計画（第2次）」を策定し、水戸市配偶者暴力相談支援センターの設置による相談体制の強化や、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した関係機関等との連携体制の構築に努めてきました。

今回、これまでの取組結果を検証し、更なるDVの防止対策や被害者の立場に立った一層の支援を進めるため、国、県の方針やSDGs^{※1}の理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画—みと魁・Nextプラン—や関連計画との整合を図りながら、「水戸市DV対策基本計画（第3次）」を策定します。

また、日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性がDVを含む様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、「水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画」を一体的に策定するものとします。

※1 SDGs（Sustainable Development Goals）とは

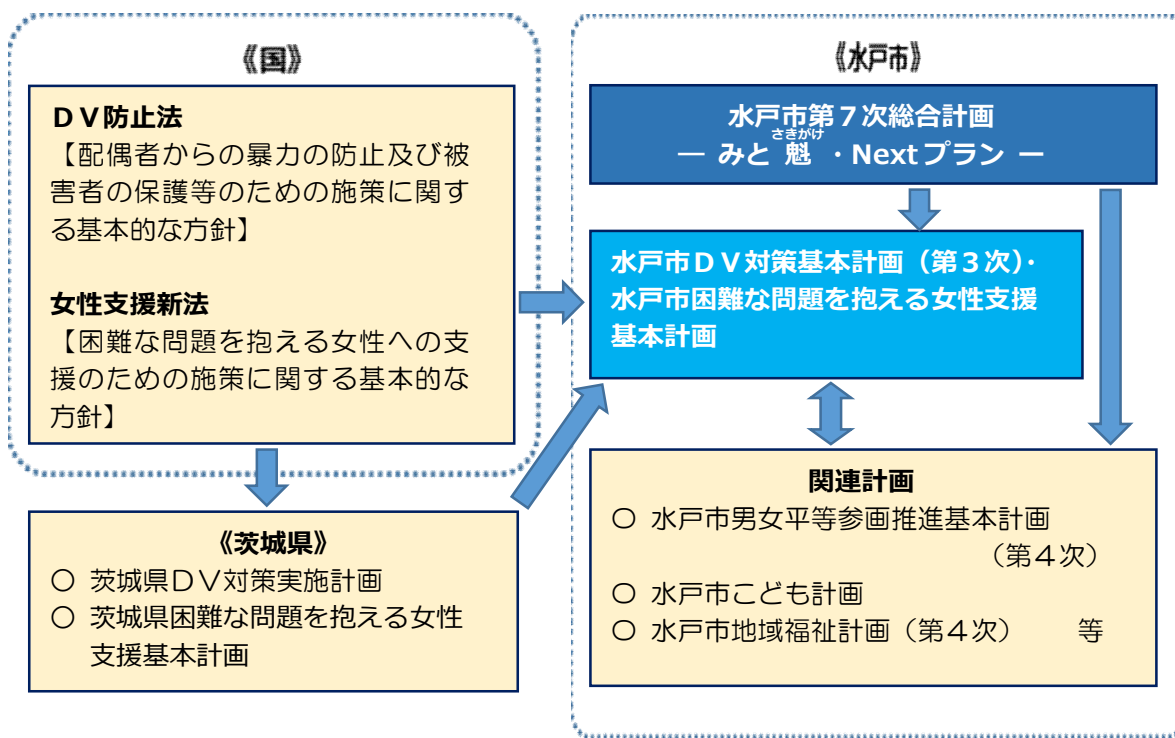
2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。

2 計画の位置付け

本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画を一体的に策定した計画です。

国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、「茨城県DV対策実施計画」、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案するとともに、「水戸市第7次総合計画—みと魁・Nextプラン—」及び関係する個別計画である「水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）」、「水戸市こども計画」、「水戸市地域福祉計画（第4次）」などとの整合を図ります。

図－1 計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2028（令和10）年度までの3か年とします。ただし、社会情勢の変化やDV防止法、女性支援新法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画における支援の対象は、以下のとおりとします。

・DV防止法における配偶者及び生活の本拠を共にしない交際相手（以下「配偶者等」という。）から暴力を受けている者

・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

なお、DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもについても心的外傷へのケアや相談支援等が必要となる場合があることから計画の対象とします。

《 DVの形態 》

◆身体的な暴力	殴る・蹴る/首を絞める/突き飛ばす など
◆精神的な暴力	どなる・脅す/ばかにする/無視する など
◆経済的な暴力	生活費を渡さない/自由にお金を使わせない など
◆社会的な暴力	友人や身内との付き合いを制限する/自由に外出させない など
◆子どもを巻き込んだ暴力	子どもに危害を加える/子どもの前で暴力をふるう など
◆性的な暴力	望まないSEXを強要する/避妊に協力しない など

（「女性相談リーフレット」（茨城県）を基に水戸市作成）

《 女性の抱える困難な問題の例 》

◆性的な被害	性犯罪に巻き込まれる/性暴力を受ける/性的に搾取される リベンジポルノに遭う など
◆経済的困窮	ひとり親家庭で収入が少ない 非正規雇用で就労状況が不安定である など
◆家庭の状況	家事・育児の負担が大きい/家族や同居人から虐待を受けている 家庭不和や家族の問題を抱えている など
◆地域社会との関係性	孤立して子育てをしている/支援者がいない 職場等でセクハラ・マタハラを受ける など
◆その他	ストーカー被害に遭う/予期せぬ妊娠をする など

第2章 DV・困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

I 統計データからの現状

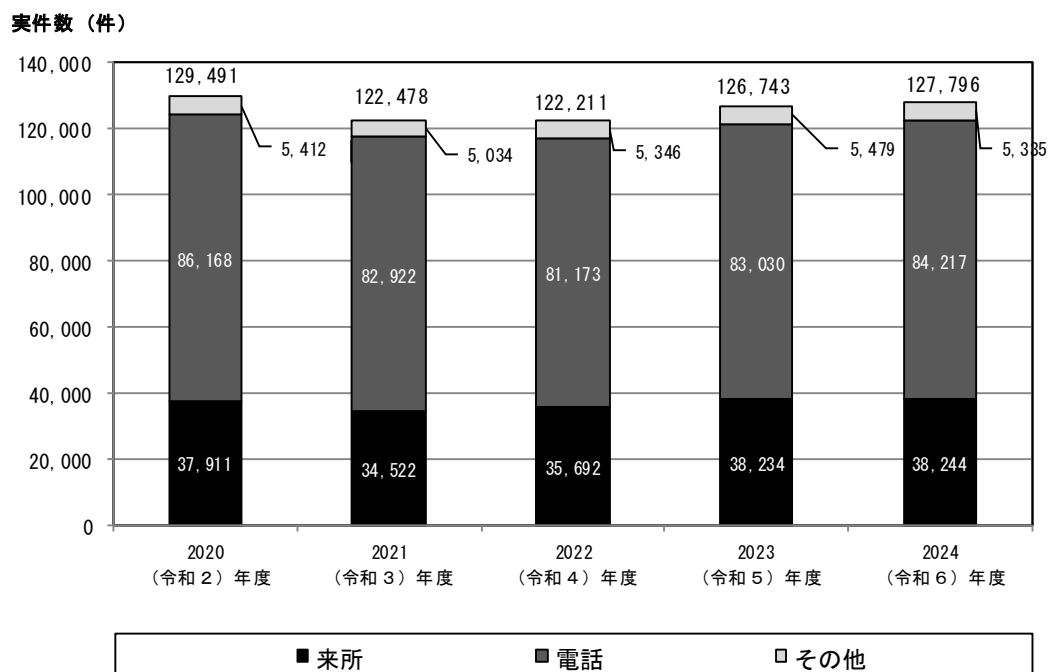
◆調査対象や用語の定義は、各調査により異なります。

1 全国の現状

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2020（令和2）年度に過去最高となって以降、高水準で推移しており、2023（令和5）年度には126,743件と、前年度から3.7%増加しています。

図-2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

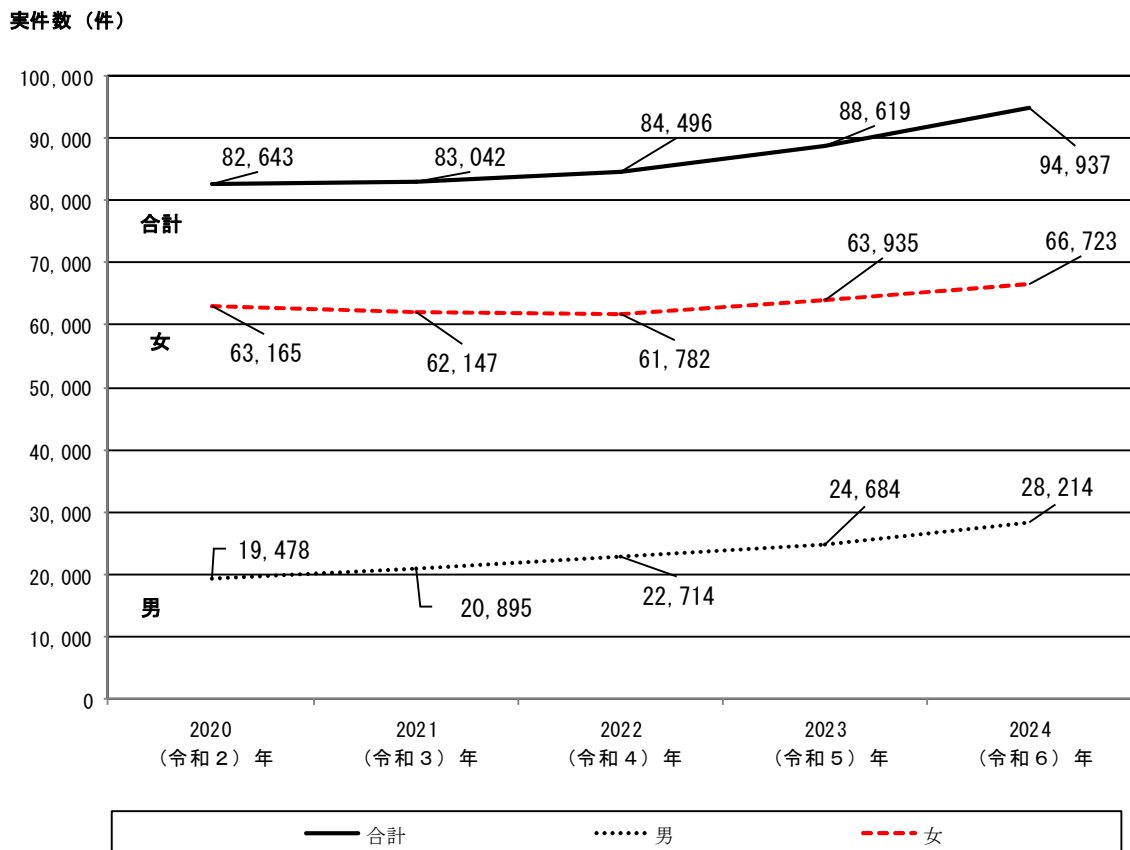


（「配偶者からの暴力に関するデータ」（内閣府）を基に水戸市作成）

(2) 警察におけるDV事案等の認知件数

全国の警察におけるDV事案等の認知件数は年々増加傾向にあり、2020（令和2）年において、82,643件であったものが、2024（令和6）年には94,937件と、14.9%増加しています。

図－3 警察におけるDV事案等の認知件数



（「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」（警察庁）を基に水戸市作成）

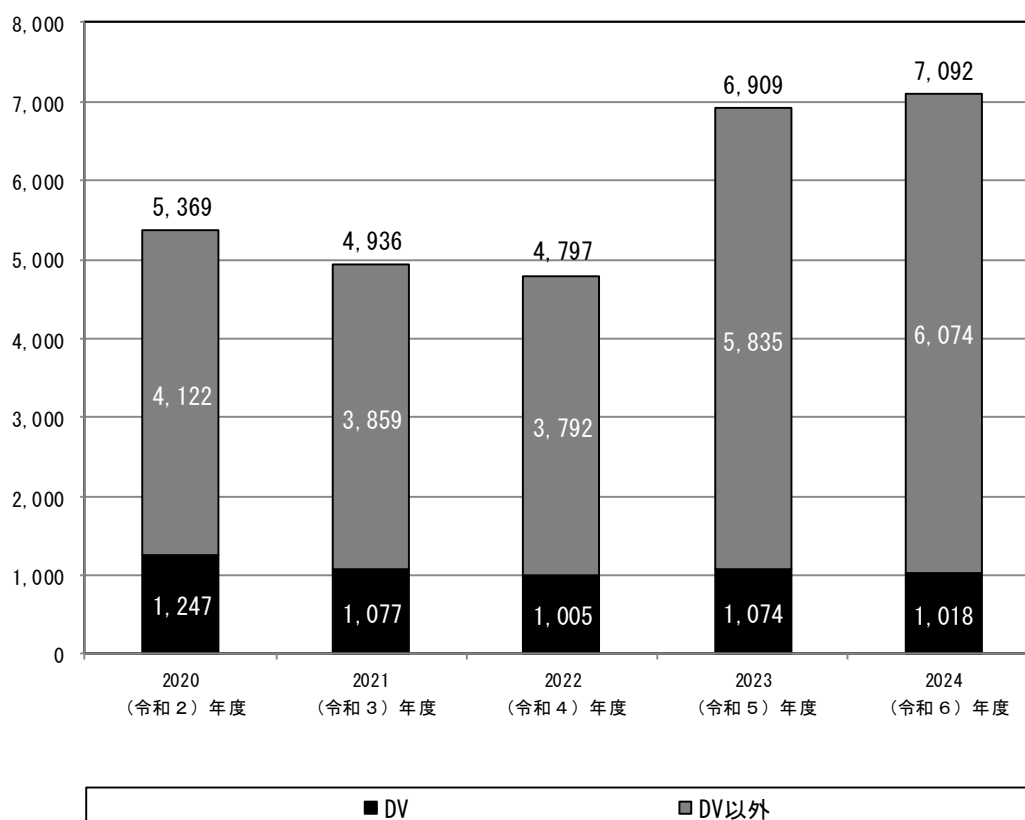
2 茨城県の現状

(1) 県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV等の相談件数

県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた全体の相談件数は、過去2年間は増加傾向となっています。うち、DV相談件数は2020（令和2）年度において、1,247件ありましたが、近年は1,000件から1,100件未満を推移しています。

図－4 県配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター）におけるDV等の相談件数

実件数（件）

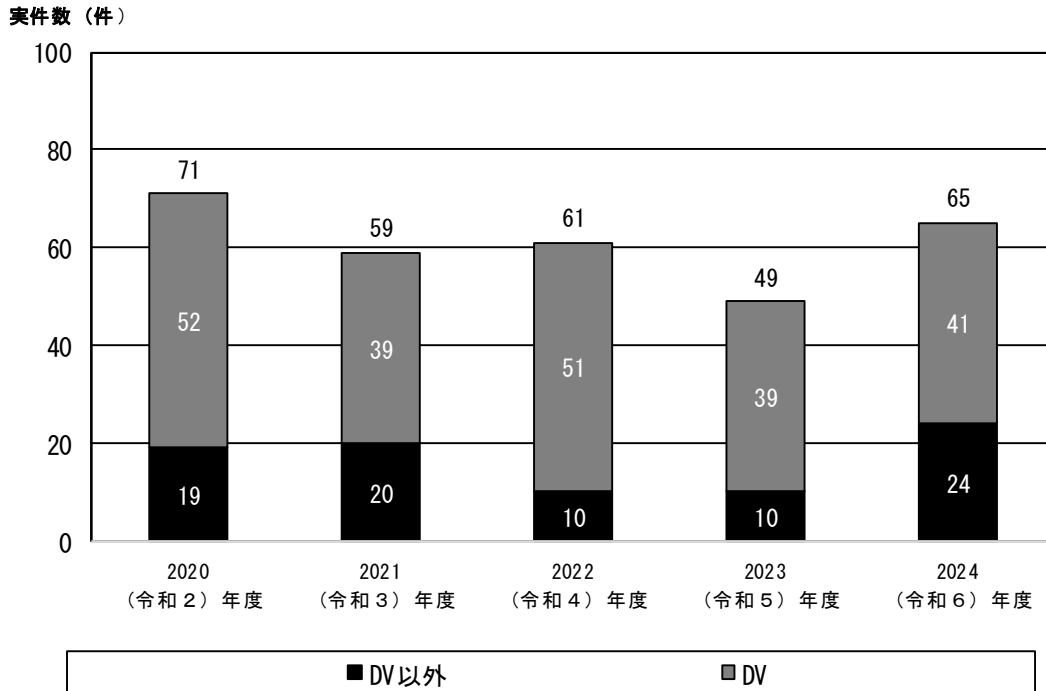


(茨城県調べを基に水戸市作成)

(2) 一時保護の状況

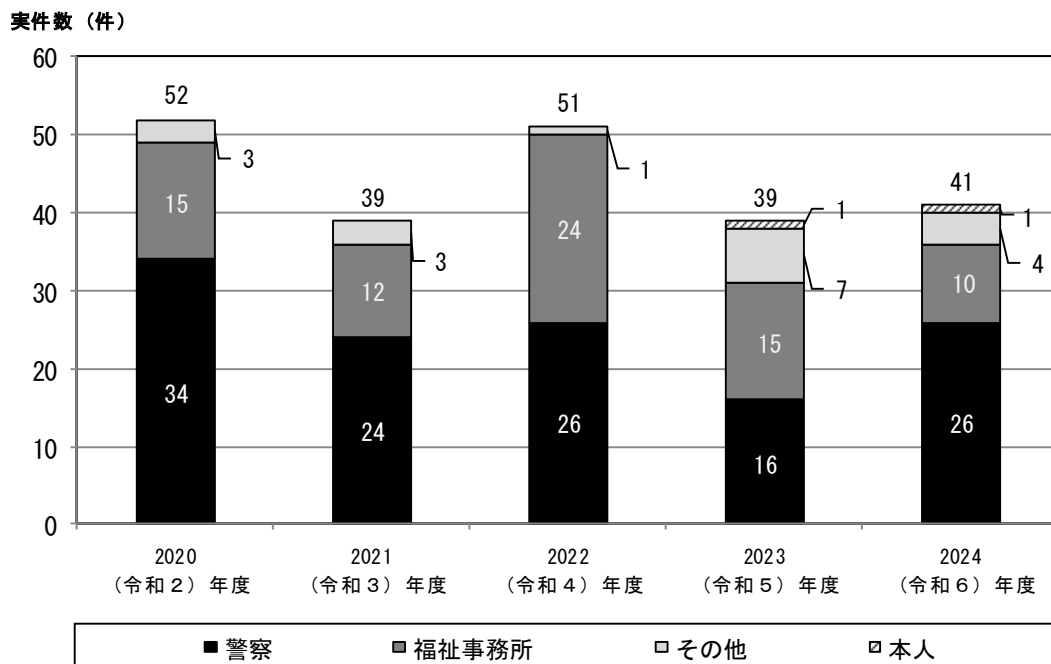
県女性相談センターにおける一時保護件数は増加傾向にあります。DVにより緊急に保護することが必要と認められ、一時保護となったケースの最初の相談窓口は、警察、福祉事務所が多数を占めています。

図－５－１ 一時保護の状況（全体）



(茨城県調べを基に水戸市作成)

図－５－２ DVによる一時保護の状況（相談経路別）

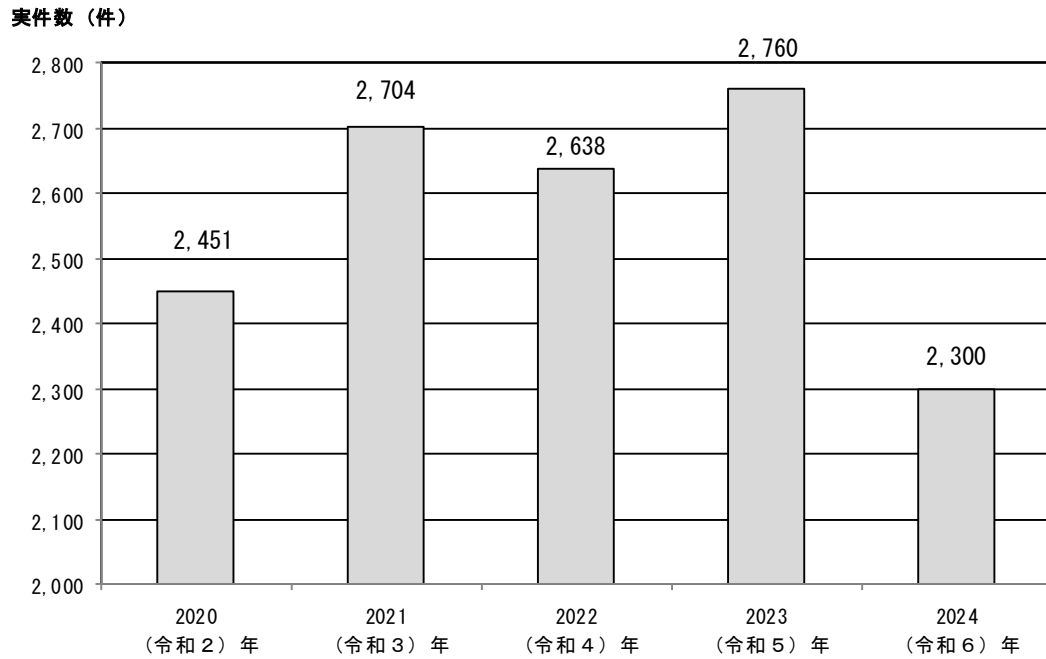


(茨城県調べを基に水戸市作成)

(3) 県警察におけるDV事案認知件数

DV事案の認知件数は、2020（令和2）年において2,451件であったものが、2023（令和5）年には2,760件に達しましたが、2024（令和6）年は2,300件に減少しています。

図－6 県警察におけるDV事案認知件数

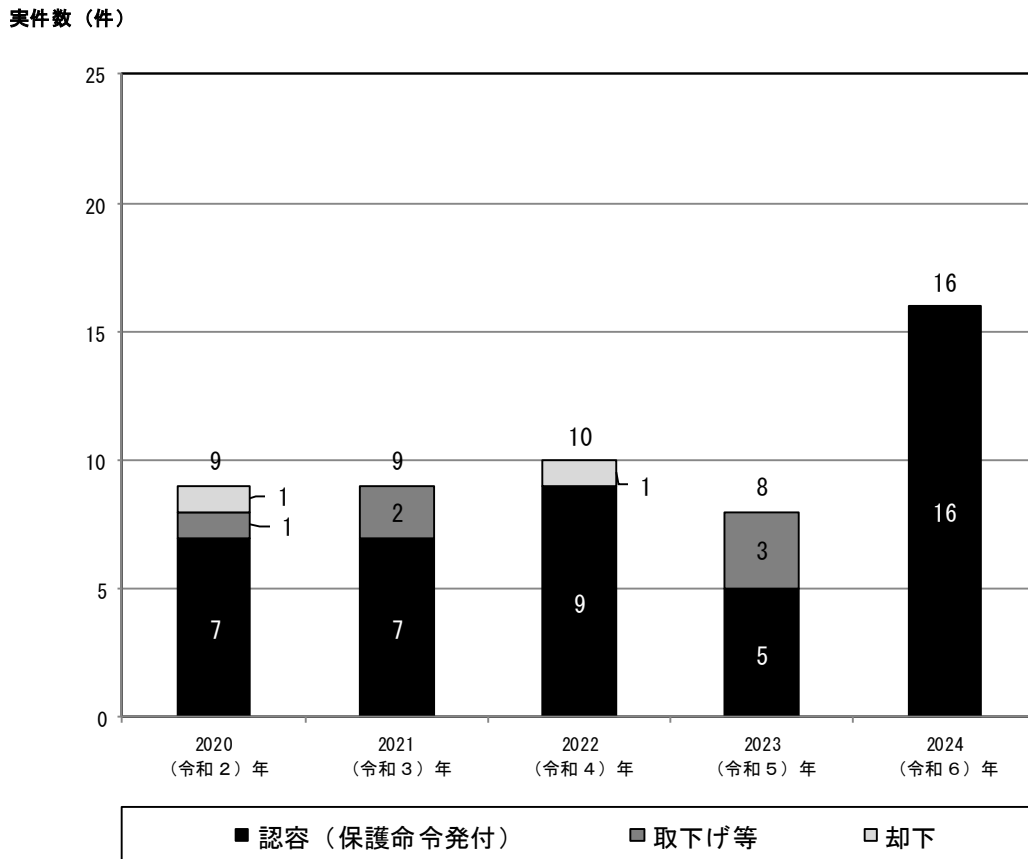


(茨城県警察本部調べを基に水戸市作成)

(4) 保護命令※2 事件の状況

水戸地方裁判所（本庁管内※3）における保護命令の既済件数は、2020（令和2）年において9件あったものが、2024（令和6）年には16件となっており、うち認容（保護命令発付）も7件から16件に増加しています。

図－7 保護命令事件の既済件数とその後の処分状況



（水戸地方裁判所調べを基に水戸市作成）

※2 DV被害者が身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して接近禁止等を命ずるもの（DV防止法第10条）。

※3 水戸市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、桜川市（旧岩瀬町に限る）、鉾田市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る）、茨城町、大洗町、城里町、大子町、東海村

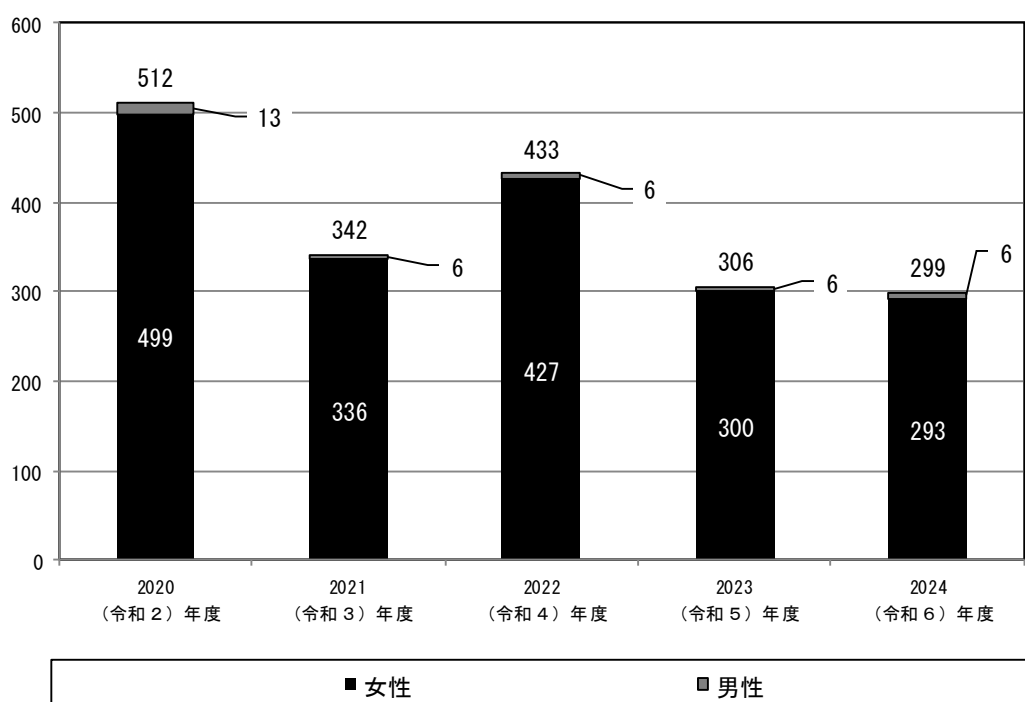
3 水戸市の現状

(1) 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

市配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度に512件となりましたが、過去2年間は300件程度で推移しています。

図ー8 市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

実件数（件）



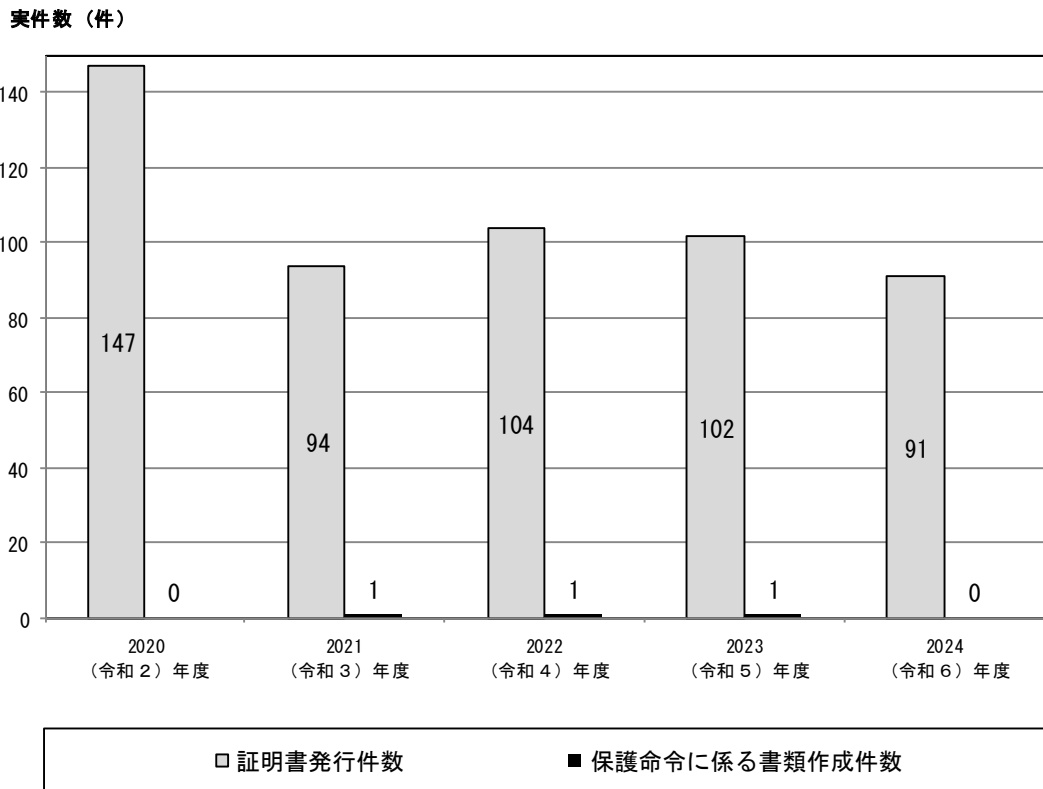
(水戸市調べ)

(2) 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数

市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書※4 発行件数は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度に147件となりましたが、その後は100件程度で推移しています。

保護命令に係る書類※5 作成件数は、2020（令和2）年度以降の5年間の合計で、3件となっています。

図－9 市配偶者暴力相談支援センターにおける証明書発行件数及び保護命令に係る書類作成件数



(水戸市調べ)

※4 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に関わる意見の記載及び「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、「来所相談証明書」

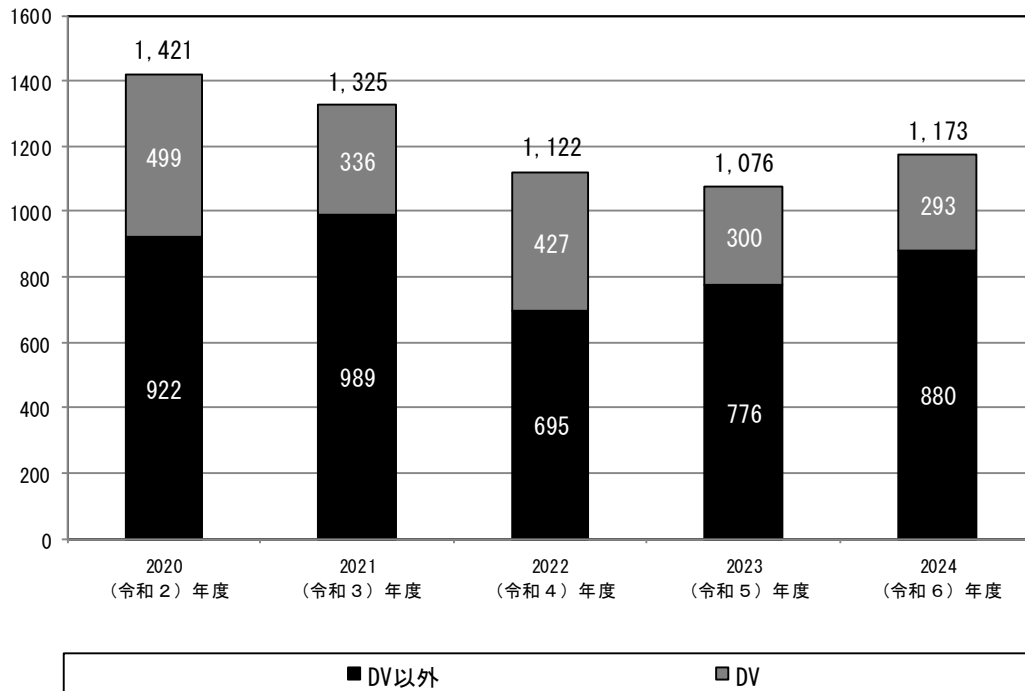
※5 裁判所からの請求に応じた書面

(3) 女性相談件数

市子育て支援課に寄せられた相談件数※6は、新型コロナウイルスの感染が拡大した2020（令和2）年度に1,421件となって以降減少していましたが、2024（令和6）年度に1,173件と増加に転じました。

図-10 市子育て支援課における女性相談件数

実件数（件）



(水戸市調べ)

※6 2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度の件数は市子ども課における相談件数

Ⅱ DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査

2024（令和6）年12月に実施した「水戸市DV対策に関する意識調査」における主な回答結果は、次のとおりです。

【調査の概要】

- ◇調査対象 市内在住の18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
- ◇調査方法 郵送、WEBを選択して無記名にて回答
- ◇有効回答 595人（男性234人、女性353人、性別無回答等8人／回収率29.8%）
- ◇回収内訳 郵送348人、WEB247人

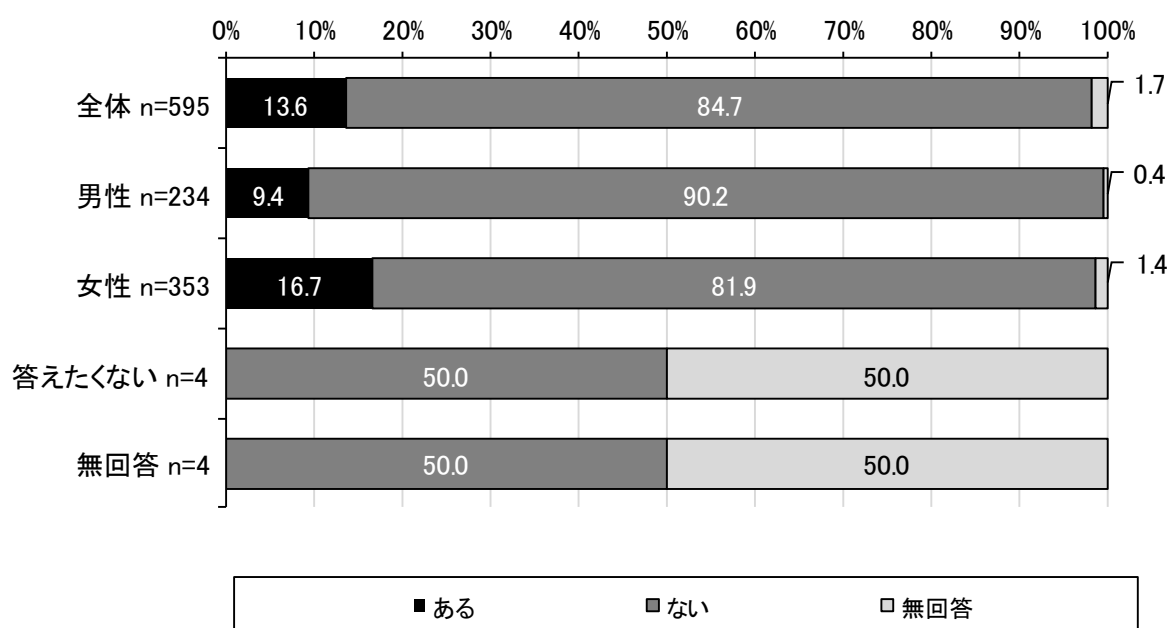
※グラフによっては2.0未満の数値の標記を省略

1 DVに関する市民意識調査

(1) DVを受けた経験

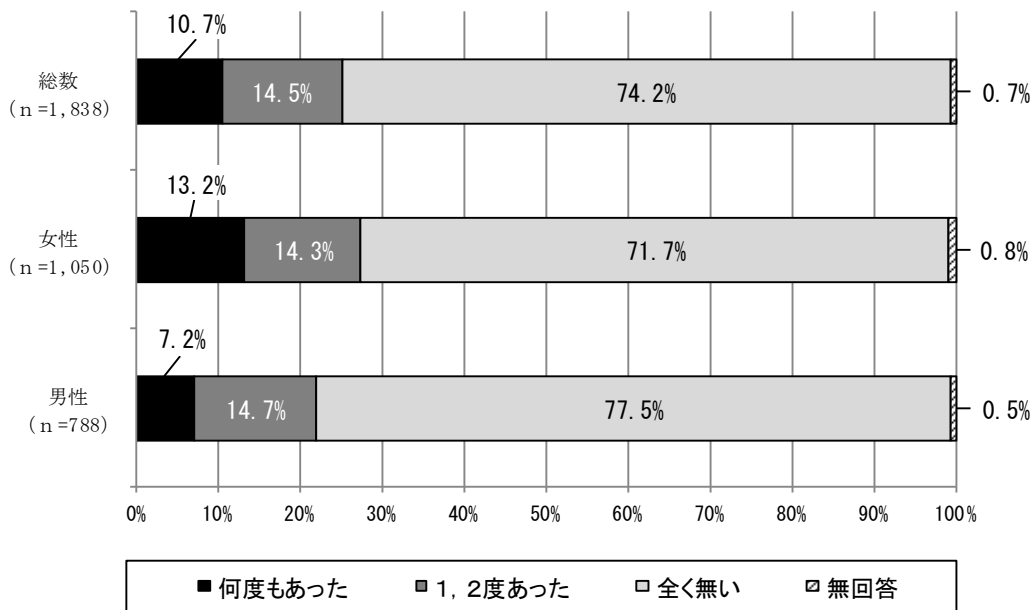
DV（身体的、精神的、経済的、性的等）を受けたことの有無については総数では、13.6%がDVを受けたことが「ある」と回答しており、男女別では、男性は9.4%、女性は16.7%となっています。

図-11 DVを受けた経験



参考 DVを受けた経験

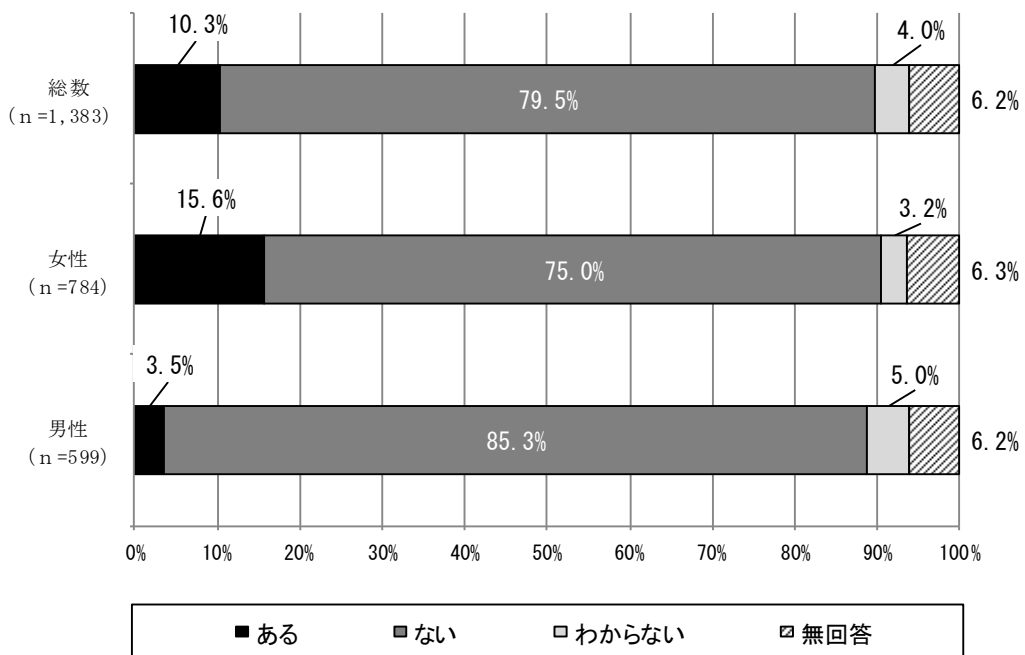
図-12-1 DVを受けた経験（国）



（「男女間における暴力に関する調査（令和5年度）」（内閣府）を基に水戸市作成）

※配偶者には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含む。

図-12-2 DVを受けた経験（県）



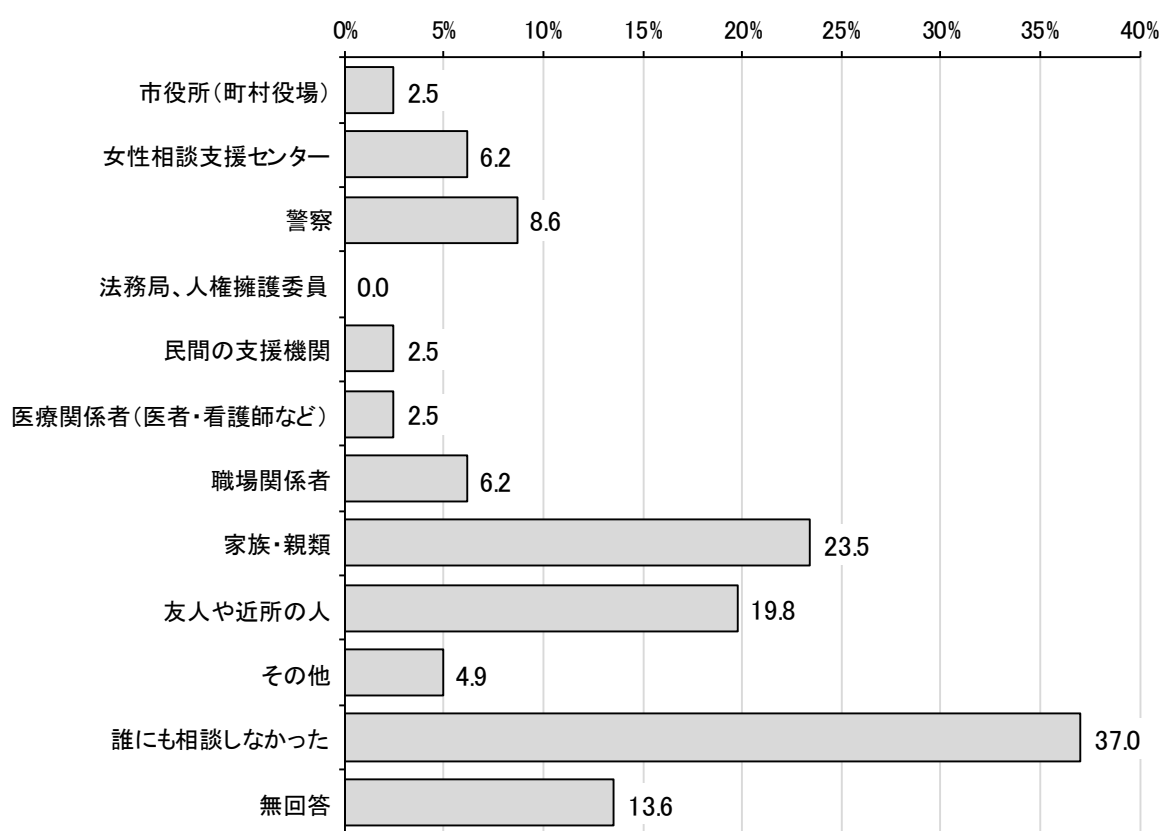
（「令和元年度男女の働き方と生活に関する調査」（茨城県）を基に水戸市作成）

(2) 相談の有無と相談先

DVを受けた人のうち、37.0%が「誰にも相談しなかった」と回答しています。次いで「家族・親類に相談」が23.5%、「友人や近所の人に相談」が19.8%となっており、「市役所（町村役場）に相談」は2.5%となっています。

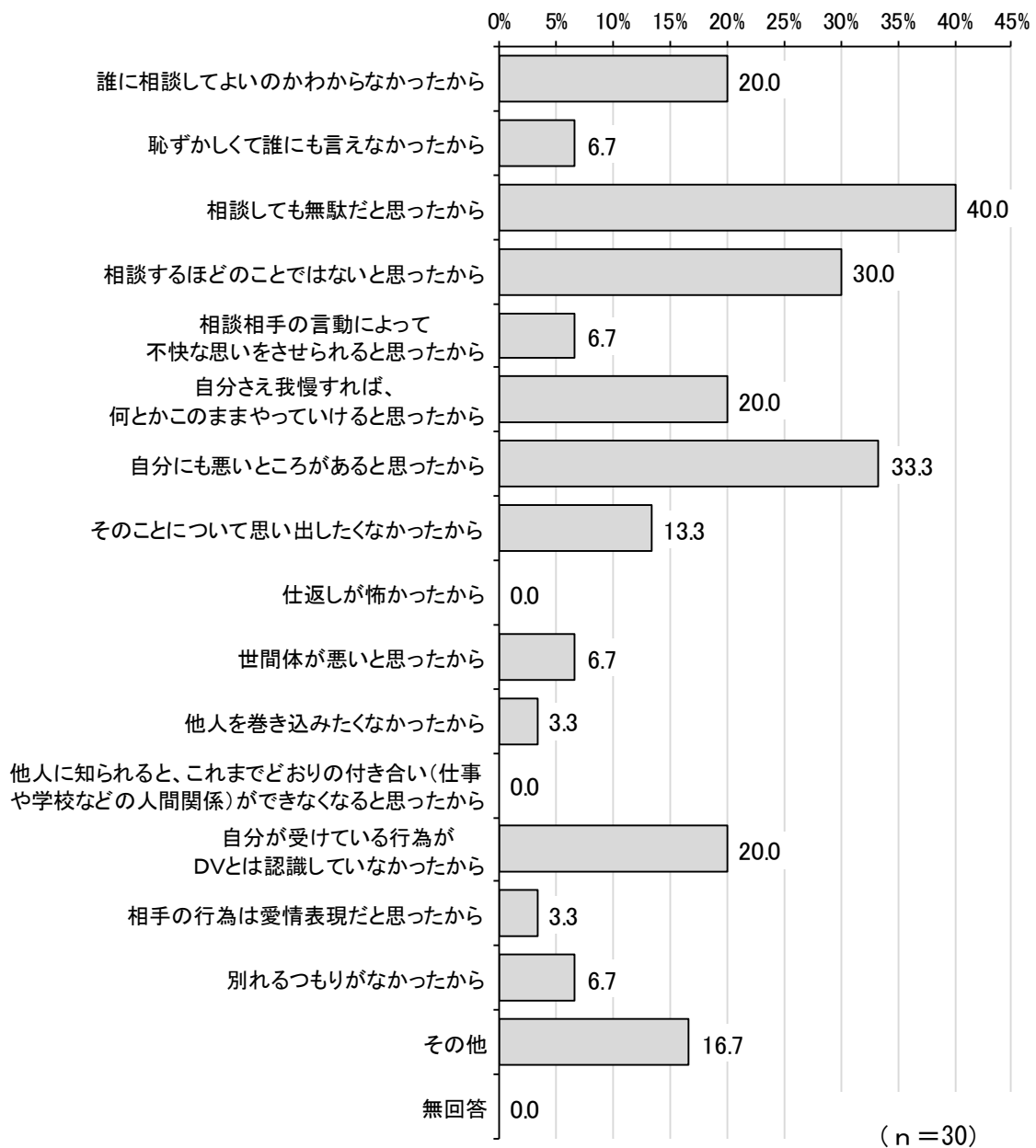
なお、「誰にも相談しなかった」と回答した人が相談をしなかった理由については、「相談しても無駄だと思ったから」が40.0%で最も高く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が33.3%、「相談するほどのことではないと思ったから」が30.0%となっています。

図-13 DVを受けた人の相談の有無



(n=81)

図-14 DVを受けた人が誰にも相談しなかった理由

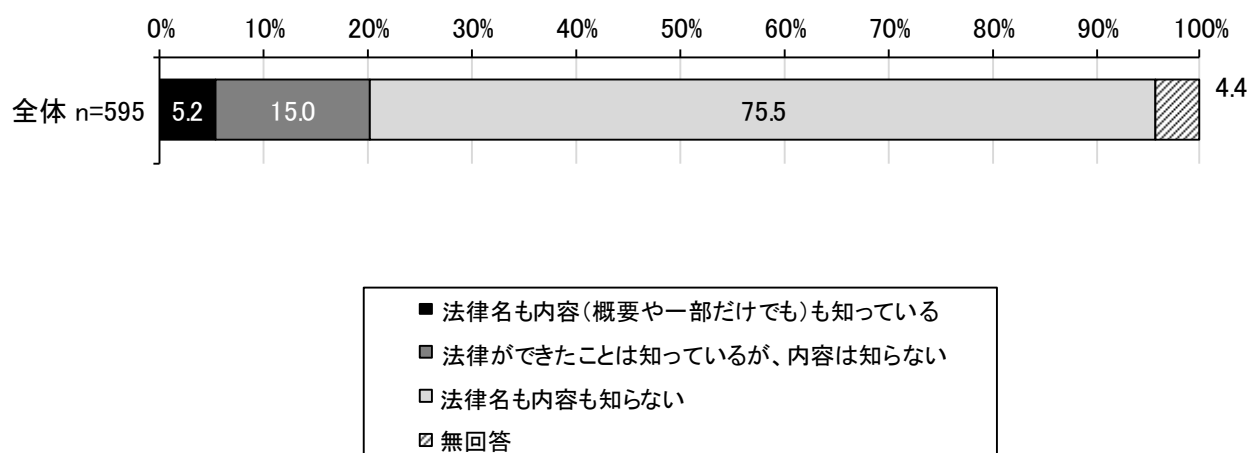


2 困難を抱える女性への支援に関する市民意識調査

(1) 女性支援新法の認知度

女性支援新法の認知度については、「法律名も内容も知らない」が75.5%で最も高く、次いで「法律ができたことは知っているが、内容は知らない」が15.0%、「法律名も内容（概要や一部だけでも）も知っている」が5.2%となっています。

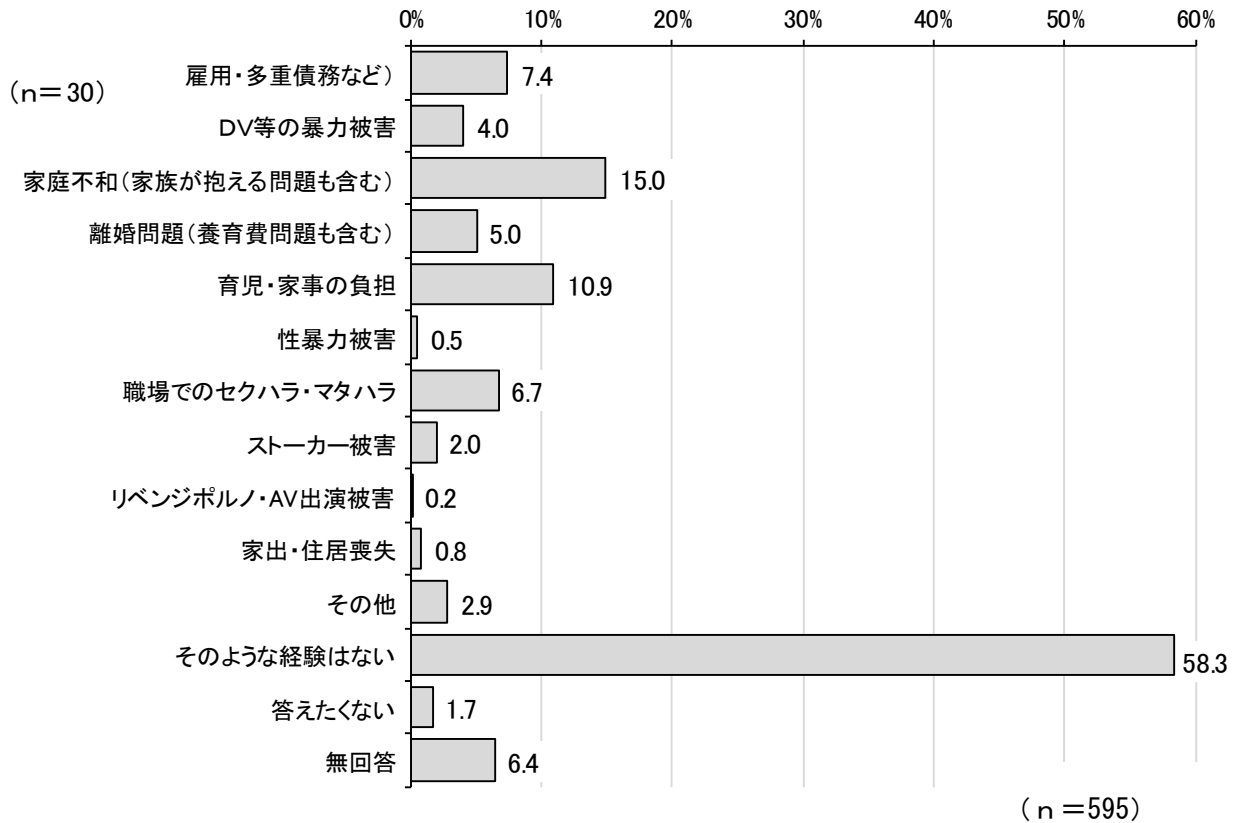
図-15 女性支援新法の認知度



(2) 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの

自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるものについては、「そのような経験はない」が58.3%で最も高く、次いで「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」が15.0%、「育児・家事の負担」が10.9%となっています。

図-16 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの（全体）



性別にみると、「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」と回答した方の割合は、男性が7.7%の一方で、女性は20.1%となっています。

年齢別にみると、30～39歳で「育児・家事の負担」と回答した方の割合は21.2%となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

女性の年齢別にみると、40～49歳で「家庭不和（家族が抱える問題も含む）」と回答した方の割合は32.5%となっており、他の年齢と比較して高くなっています。

表-1 自力では解決できない困難な問題として直面したことがあるもの（性別・年齢別）

単位：%

		生活困窮 (非正規 雇用・多 重債務な ど)	DV等の 暴力被害	家庭不和 (家族が 抱える問 題も含む)	離婚問題 (養育費 問題も含 む)	育児・家 事の負担	性暴力被 害	職場での セクハラ・ マタハラ
全体 n=595		7.4	4.0	15.0	5.0	10.9	0.5	6.7
性別	男性 n=234	9.8	3.0	7.7	3.0	6.0	0.4	4.7
	女性 n=353	5.9	4.8	20.1	6.5	14.4	0.6	8.2
	答えたくない n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	18～19歳 n=11	0.0	0.0	18.2	9.1	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 n=60	6.7	6.7	10.0	5.0	6.7	1.7	11.7
	30～39歳 n=118	12.7	4.2	16.1	5.1	21.2	0.8	9.3
	40～49歳 n=127	7.1	4.7	24.4	9.4	15.7	0.0	7.9
	50～59歳 n=116	5.2	4.3	13.8	2.6	6.9	0.0	5.2
	60～69歳 n=60	11.7	6.7	13.3	1.7	10.0	1.7	5.0
	70歳以上 n=101	3.0	0.0	6.9	4.0	2.0	0.0	3.0
	無回答 n=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性・ 年齢別	18～19歳 n=9	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0
	20～29歳 n=37	5.4	8.1	13.5	2.7	8.1	2.7	18.9
	30～39歳 n=75	9.3	4.0	20.0	8.0	25.3	1.3	8.0
	40～49歳 n=83	7.2	6.0	32.5	13.3	20.5	0.0	10.8
	50～59歳 n=75	5.3	6.7	18.7	2.7	9.3	0.0	5.3
	60～69歳 n=23	0.0	4.3	21.7	0.0	13.0	0.0	0.0
	70歳以上 n=51	3.9	0.0	7.8	3.9	3.9	0.0	5.9

単位：%

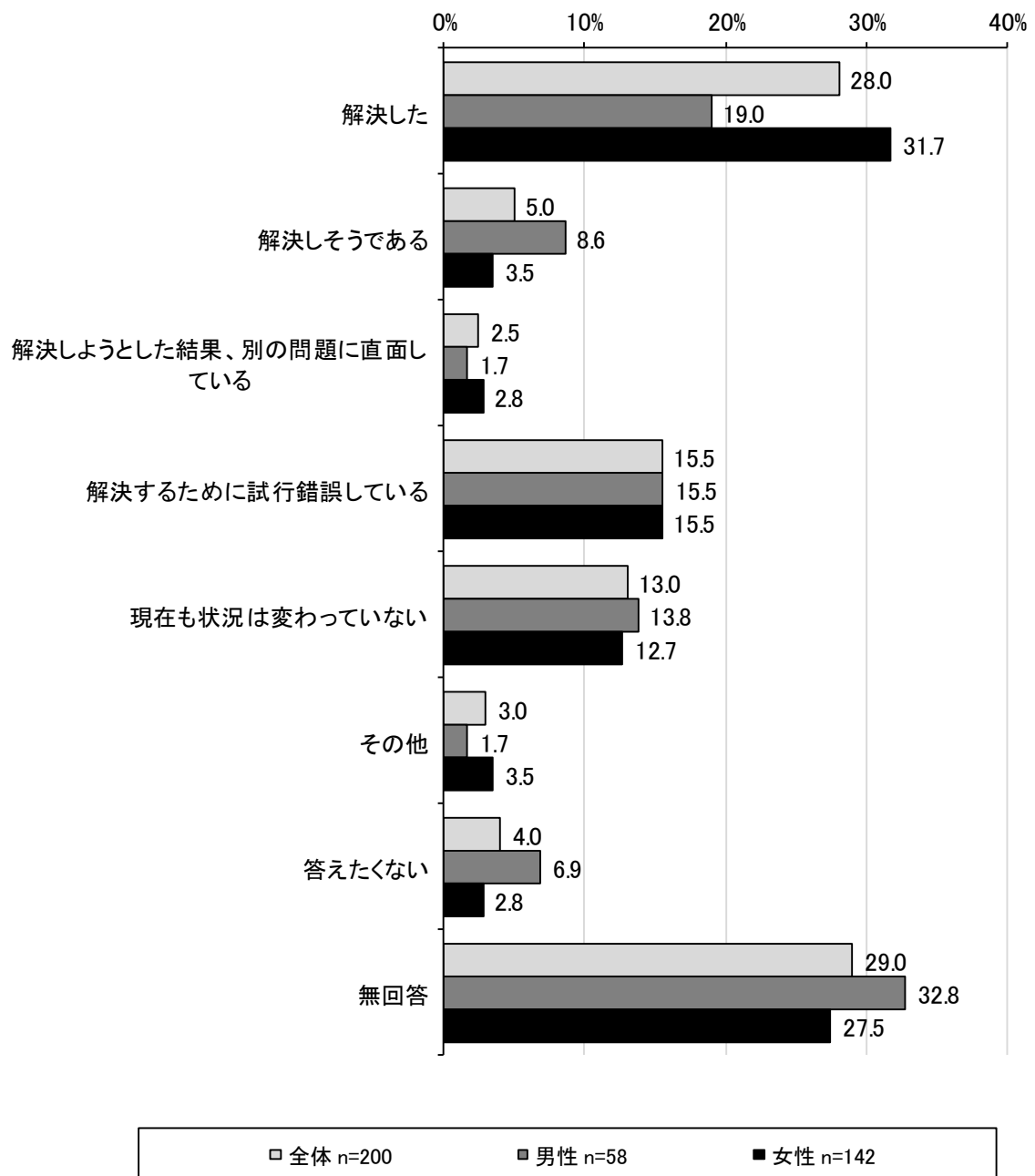
		ストーカー 被害	リベンジ ポルノ・ AV出演被 害	家出・住 居喪失	その他	そのよう な経験は ない	答えたく ない	無回答
全体 n=595		2.0	0.2	0.8	2.9	58.3	1.7	6.4
性別	男性 n=234	1.3	0.4	0.9	2.1	65.0	2.1	8.1
	女性 n=353	2.5	0.0	0.8	3.4	54.4	1.4	4.0
	答えたくない n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
	無回答 n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0
年齢別	18～19歳 n=11	0.0	0.0	0.0	0.0	81.8	0.0	0.0
	20～29歳 n=60	3.3	0.0	0.0	3.3	61.7	1.7	1.7
	30～39歳 n=118	2.5	0.0	1.7	3.4	50.8	2.5	0.8
	40～49歳 n=127	4.7	0.0	0.8	2.4	53.5	0.8	3.1
	50～59歳 n=116	0.0	0.0	0.0	3.4	65.5	0.9	3.4
	60～69歳 n=60	1.7	1.7	1.7	5.0	50.0	1.7	13.3
	70歳以上 n=101	0.0	0.0	1.0	1.0	66.3	3.0	17.8
	無回答 n=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
女性・ 年齢別	18～19歳 n=9	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0
	20～29歳 n=37	5.4	0.0	0.0	2.7	56.8	0.0	2.7
	30～39歳 n=75	1.3	0.0	1.3	5.3	49.3	2.7	1.3
	40～49歳 n=83	7.2	0.0	1.2	2.4	42.2	1.2	2.4
	50～59歳 n=75	0.0	0.0	0.0	4.0	60.0	1.3	0.0
	60～69歳 n=23	0.0	0.0	0.0	4.3	52.2	0.0	13.0
	70歳以上 n=51	0.0	0.0	2.0	2.0	66.7	2.0	17.8

(3) 直面した困難な問題の状況

自力では解決できない困難な問題は、現在はどのような状況かについては、「解決した」が28.0%で最も高く、次いで「解決するために試行錯誤している」が15.5%、「現在も状況は変わっていない」が13.0%となっています。

性別にみると、「解決した」と回答した方の割合は、男性が19.0%の一方で、女性は31.7%となっています。

図-17 直面した困難な問題の状況

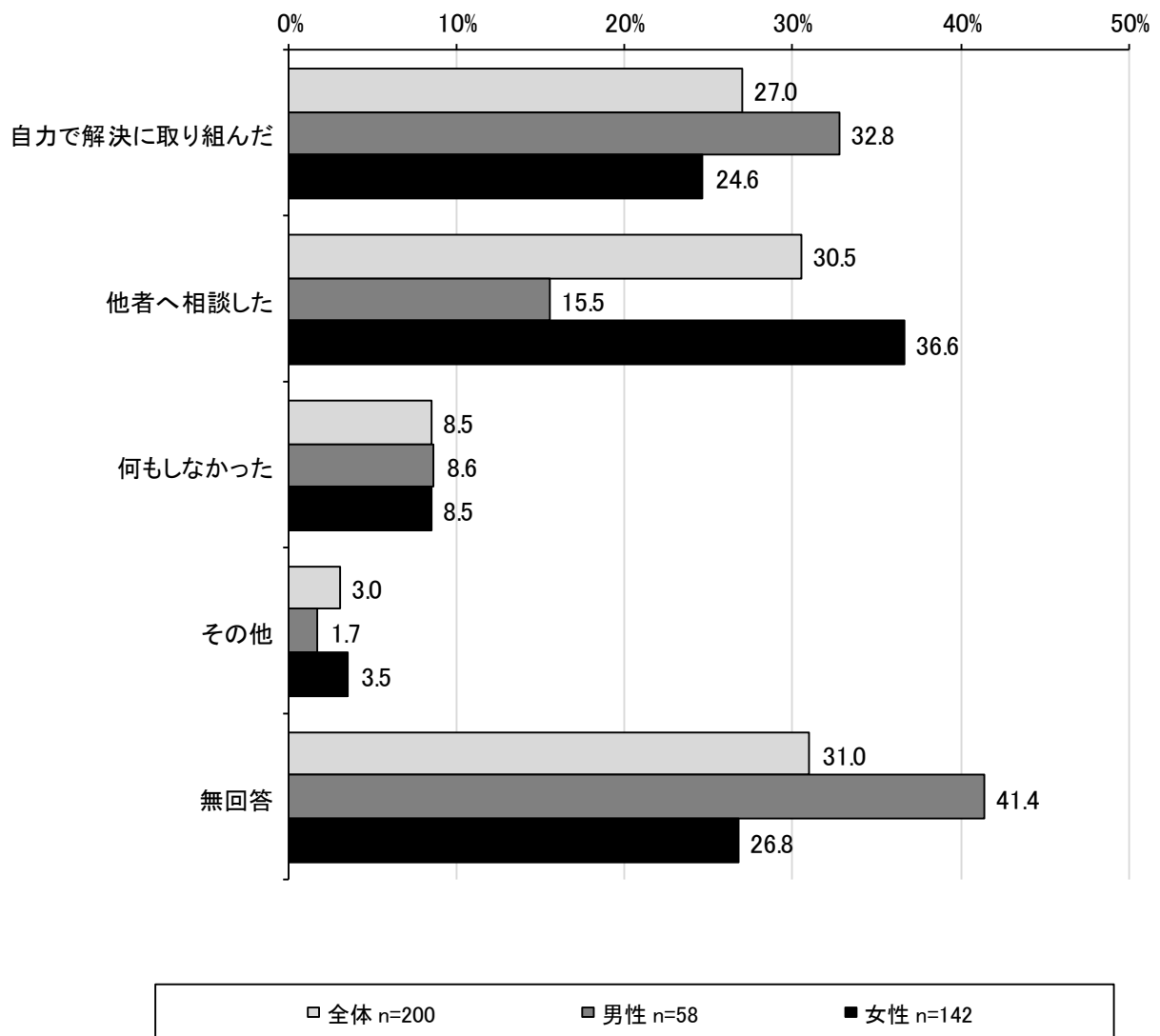


(4) 困難な問題に直面したときの対応

自力では解決できない困難な問題に対し、どのような対応をしたかについては、「他者へ相談した」が30.5%で最も高く、次いで「自力で解決に取り組んだ」が27.0%、「何もしなかった」が8.5%となっています。

性別にみると、「他者へ相談した」と回答した方の割合は、男性が15.5%の一方で、女性は36.6%となっています。

図-18 困難な問題に直面したときの対応

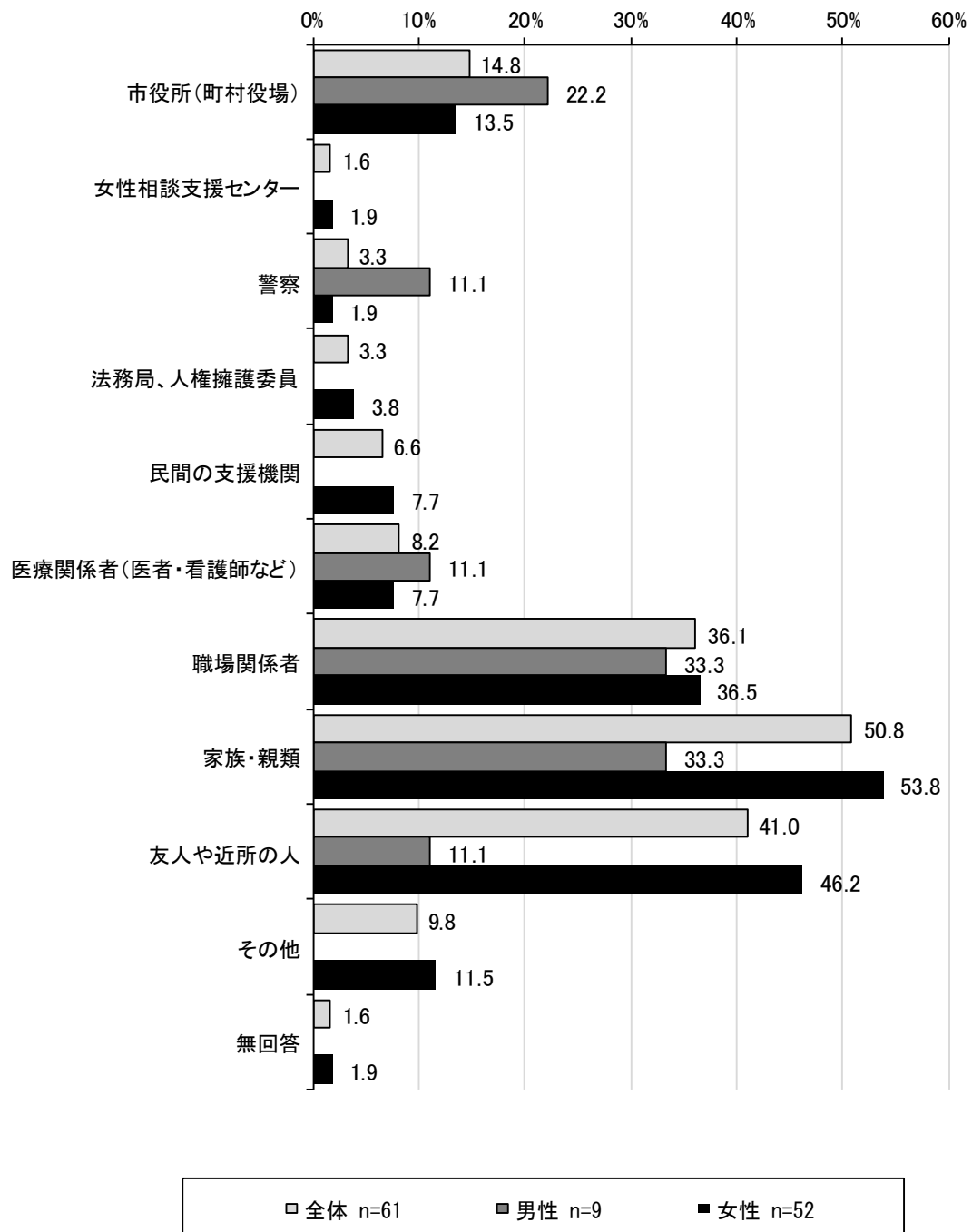


(5) 困難な問題について誰かに相談したか

自力では解決できない困難な問題の内容や解決方法を、だれに相談したかについては、「家族・親類」が50.8%で最も高く、次いで「友人や近所の人」が41.0%、「職場関係者」が36.1%となっています。

性別にみると、「友人や近所の人」と回答した方の割合は、男性が11.1%の一方で、女性は46.2%となっています。

図-19 困難な問題に直面したときの対応



Ⅲ 課題

国・県の統計資料や本市における相談実績、DV・困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査等に基づき整理した課題は次のとおりです。

1 多様な相談への対応

DVは、身体的な暴力のほか、精神的、性的など様々な形態があります。DV被害者は、女性に多い傾向にありますが、性別を問わずに起こりえます。また、女性が女性であることにより遭遇する問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、ストーカー被害、家族からの暴力等の家庭関係破綻など、多岐にわたります。相談窓口には、このような多様な相談に対応していくことや、DV被害者や困難な問題を抱える女性がより安心して相談できる環境を整備することが求められています。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーについては、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しながら、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが求められます。

2 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見と適切な支援のための関係機関との連携体制の構築

市民意識調査の結果によると、DVに関する認識や相談窓口の認知度は十分であるとは言えません。また、女性支援新法については、その内容を知らない方が大半です。

このため、市民に最も身近な相談窓口として、市配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援員の周知を図るとともに、医療機関、教育機関等の関係機関や地域での見守りにより、DV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要に応じて安全確保を行うなどの、適切な支援につなげるための体制の構築が重要となります。

3 DV被害者や困難な問題を抱える女性とその子どもへの支援の強化

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安全に安心して暮らすことができるよう、相談対応に当たっては、相談者が抱える不安を的確に把握した上で、自立に向けた継続的な支援を行うことが求められています。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、その子どもが心理的な影響を受けていることがあるため、女性相談と家庭児童相談を一体的に行うことで、心理的側面からのケア等による支援を強化する必要があります。

4 個人の尊厳を尊重しあうための教育や意識啓発

DVは世代間で連鎖すると言われており、市民意識調査においても、社会全体でDVをなくすために、学校でのDV防止のための教育やDV加害者に対する教育が必要である、との回答が多く見られます。

また、女性が困難な問題に直面する理由として、社会における男女格差や、根強い性別役割分業意識が要因として挙げられています。

DVのない、生きづらさを感じる女性が支援を受けられるまちをつくるためには、DVの防止や男女平等参画に関する市民の意識啓発に加え、DVの被害者と加害者、困難な問題を抱える女性を生み出さないために、若年層に対する人権教育の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

市民が安全に安心して暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められます。また、女性であることに起因して起こる困難な問題を解消していくことで、女性が自立し、安心して暮らせる社会の実現につながります。

これらのことから、「『DV 被害者』や『困難な問題を抱える女性』のいない すべての人が安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿とします。

「DV被害者」や「困難な問題を抱える女性」のいない
すべての人が安心して暮らせるまち・水戸

2 基本方針

本市におけるDV防止及びDV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を実施するに当たり、次の四つの基本方針を定め、それぞれの施策を推進します。

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

様々な立場に置かれているDV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談に適切に対応できるよう、オンライン相談窓口の開設や対応に当たる相談員の資質の向上を通して、市配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化を図るとともに、県女性相談センター、児童相談所等と連携することで、相談体制の充実を図ります。また、DV被害者や困難な問題を抱える女性への全庁的な対応能力の向上を図るため、職員研修を実施します。

基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保

DV被害者及び困難な問題を抱える女性が一人で悩むことなく早期に相談することができるよう、相談窓口の更なる周知を図ります。また、地域での見守りのほか、医療機関等との緊密な協力体制により、潜在化しやすいDV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切な支援を行います。さらに、危険が急迫している際には警察や県女性相談センター等と連携し、緊急時における安全な避難場所を確保します。

基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安全、安心な生活環境を確保し、心身ともに健康な生活が送れるよう、医療機関、民間団体等と連携しながら、各種制度の活用による自立や心身の健康回復を継続的に支援します。また、DV等により様々な影響を受けたことに対し、心理的ケアを実施するなど、DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもが健やかに成長できるよう、支援の充実を図ります。

基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発

DVは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が世代や性別を問わず共有されるよう、DV防止と人権尊重に関する意識啓発を推進します。特に、DVの防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、教育機関等と連携した人権教育に取り組みます。あわせて、困難な問題を抱える女性に対しては、自己がかけがえのない個人であり、問題に直面した場合にはその解決に向けた支援を受けられることができるという意識の醸成を図ります。

3 施策の体系

市の目指す四つの基本方針を実現するための八つの基本施策を定め、基本施策ごとに推進する 16 の具体的施策を位置付けます。

【 目指す姿 】	【 基本方針 】	【 基本施策 】	【 具体的施策 】
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「DV被害者」や「困難な問題を抱える女性」のいない すべての人が安心して暮らせるまち・水戸</p>	I 多様な相談に対応できる体制づくり	1 相談体制の充実	(1) DV相談・女性相談機能の強化 (2) 相談しやすい環境の整備 DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関わる職員の資質の向上
	II 関係機関と連携した早期発見・安全確保	1 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見	(1) 関係機関等との協力体制の強化
		2 緊急時の安全の確保	(2) 地域における見守り支援の充実
	III 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援	1 安全・安心な生活に向けた支援	(1) 一時保護等における支援体制の強化
		2 心身の健康の回復支援	(1) 関係機関との連携による切れ目のない支援
		3 DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもに対する支援	(2) 生活基盤を確保するための支援
	IV 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発	1 市民に向けた意識啓発	(3) DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報管理の徹底
		2 若年層に向けた教育啓発	(1) 心身の健康の回復支援
			(1) 家庭児童相談等の充実
			(2) こどもの心理的ケアの充実
			DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解の促進
			(2) 男女の人権尊重の啓発
			(1) DVや性的な被害の防止に関する若年層への教育
			(2) 教育機関等との連携

4 重点推進施策

本市においては、市配偶者暴力相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置を通して、多様な相談へ対応できる体制を構築するとともに、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見・安全確保、自立に向けた支援等に当たってきました。しかし、DV を含む女性相談件数等が高止まりしていること、相談窓口等につながっていない方がいまだに多い状態にあること等の現状を踏まえると、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の支援に向けた、より一層の機能強化が必要です。

また、こどもの前でのDV は、児童に対する心理的虐待に当たり、こどもの心身に悪影響を及ぼします。困難な問題を抱える女性のこどもについても、心的外傷を負っていることがあります。DV 被害者や困難な問題を抱える女性にこどもがいる場合は、親子を一体的に支援していくことが重要です。

このため、次の施策を、計画を推進する上で特に重点を置いて取り組む、「重点推進施策」として位置付けます。

■ 重点推進施策 1 相談体制の充実と機能強化

身近な相談窓口である市配偶者暴力相談支援センターにおいて、支援に関する情報提供や緊急時における安全の確保に取り組むなど、運営強化を図るとともに、DV被害者や困難な問題を抱える女性がより一層相談しやすくなるよう、オンライン相談を導入します。また、DV被害者や困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援を行うことができるよう、女性相談支援員等の資質の向上を図ります。

■ 重点推進施策 2 支援が必要なこどもに対する連携体制の強化

DV被害者や困難な問題を抱える女性の世帯が、心身ともに健康で自立した生活を早期に送ることができるよう、公的機関やNPO法人等の支援に関わる関係団体、水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会や新たに設置する支援調整会議の構成機関などとの連携を強化し、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、そのこどもに対する一体的な支援の充実を図ります。

5 目標指標

本計画を推進していくため、次のとおり目標指標を設定します。

【目標指標1】 市のDV・女性相談窓口を知っている割合

相談窓口の認知度を高めることにより、DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見と、保護することが必要と認められる場合に行う安全確保等の対応の迅速化を目指します。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》 DV相談窓口 47.6% 女性相談窓口 - %	《2028（令和10）年度》 DV相談窓口 70% 女性相談窓口 70%

【目標指標2】 DV・女性相談対応件数

誰にも相談することができない、潜在化しているDV被害者や困難な問題を抱える女性を一人でも多く相談支援につなげるため、より相談しやすい環境整備に取り組みます。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》 DV相談 299件（延件数） 女性相談 1,379件（延件数）	《2028（令和10）年度》 DV相談 600件（延件数） 女性相談 2,700件（延件数）

【目標指標3】 DVの防止や困難な問題を抱える女性への理解促進に関する講座、広報・啓発活動の実施回数

DVの防止や困難な問題を抱える女性への理解促進を図るため、市民に向けた広報活動や学習機会の提供を行うとともに、教育機関等の関係機関、団体と連携した若年層への啓発を推進します。

基準値	目標値
《2024（令和6）年度》 20回/年	《2028（令和10）年度》 25回/年

第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ 多様な相談に対応できる体制づくり

《基本施策1》 相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供、安全の確保、生活の自立等の支援に当たるため、2017（平成29）年度に市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、女性に関する生活環境等の問題について相談に応じる女性相談支援員を配置し、これまで、多様な相談に対応してきましたが、DV被害者や困難な問題を抱える女性へのより一層の支援のためには、相談体制の更なる強化が必要です。

【施策の基本的方向】

様々な立場に置かれているDV被害者や困難な問題を抱える女性へ適切に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。特に、性暴力等の性的な被害を受けた女性の相談については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと緊密に連携して対応します。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談できる環境を整備するとともに、DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関わる職員の資質の向上を図ります。

◇具体的施策（1）DV相談・女性相談機能の強化

事業名	事業の概要
☑ 配偶者暴力相談支援センターの運営強化	DV被害者の身近な相談窓口として、情報の提供や安全の確保等、DV被害者が安心して、自立した生活を送れるよう支援します。
☑ DV相談・女性相談体制の充実	DV被害者や困難な問題を抱える女性が、より一層、相談しやすい環境となるよう、オンライン相談を推進するなど、相談体制の充実を図ります。

（☑は重点推進事業）

◇具体的施策（２）相談しやすい環境の整備

事業名	事業の概要
相談窓口の周知	DV 被害者や困難な問題を抱える女性及びこれらの方を見つけた方々が、性別や年齢等にかかわらず相談しやすいよう、関係機関等と連携し、ホームページ、広報紙、SNS や窓口案内カードなど、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
重 DV 被害者や困難な問題を抱える女性への円滑な支援	DV 被害者や困難な問題を抱える女性を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することにより、DV 被害者や困難な問題を抱える女性の負担の軽減を図ります。
高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等への相談体制の充実	高齢者、障害者、性的マイノリティ、外国人等、様々な事情を抱えるDV 被害者や困難な問題を抱える女性を適切に支援するため、支援団体、相談機関等と連携し、相談体制の充実を図ります。
安全・安心な相談環境の整備	DV 被害者や困難な問題を抱える女性が安全な環境のもとで安心して相談ができるよう、相談時におけるプライバシーの保護や避難経路の確保等を図ります。
新 予期せぬ妊娠等に関する相談支援	性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇したことによる、予期せぬ妊娠等に関する相談については、母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、庁内関係部署をはじめ、医療、福祉、警察、法律、教育等の専門機関や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の多岐にわたる分野の関係機関や民間団体と緊密に連携し、適切な支援につなげます。

(**重**)は重点推進事業、(**新**)は新規事業)

◇具体的施策（３）DV対策や困難な問題を抱える女性への支援に関わる職員の資質の向上

事業名	事業の概要
重 相談員・ケースワーカーへの研修の充実	DV 被害者や困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った相談支援を行うことができるよう、支援に携わる相談員、ケースワーカーの専門性向上のための研修の充実を図ります。

<p>庁内DV等対応 研修の充実</p>	<p>職員の、DVや性的被害等の女性特有の問題に対する理解を深め、対応能力が向上するよう、庁内DV等対応研修の充実を図ります。</p>
<p>庁内DV対応マ ニュアルを活用 した適切な対応</p>	<p>庁内DV対応マニュアルを活用し、DV被害者への迅速かつ適切な対応を図ります。</p>
<p>DV対策や困難 な問題を抱える 女性への支援に 関する情報の収 集と活用</p>	<p>DV対策や、困難な問題を抱える女性への支援に関する他自治体や関係機関等の先進的な取組などを研究するほか、取り組む施策に関する実態調査等の検証を行うことで、DVや困難な問題を抱える女性への対応能力の強化を図ります。</p>

(☐は重点推進事業)

基本方針Ⅱ 関係機関と連携した早期発見・安全確保

《基本施策1》 DV被害者や困難な問題を抱える女性の早期発見

【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であることから、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすい特性があります。

また、困難を抱える女性の中には、女性自身が困難に気づいていない又は気づきを避けている、支援を受けられることに気づいていない等の理由により、相談窓口にたどり着けない人もいます。

さらに、家庭環境等の理由により生活の場所を失った若年女性は、性暴力や性的搾取等の性的な被害に遭いやすい傾向があります。

このため、DV被害者や困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切に支援していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

医療機関、教育機関をはじめとする関係機関等との連携により、DV被害者や困難を抱える女性の早期発見に努めるとともに、地域における見守り支援を推進します。

◇具体的施策（1）関係機関等との協力体制の強化

事業名	事業の概要
庁内連携によるDV被害者や困難を抱える女性の早期発見	庁内においてDVや女性特有の様々な問題に関する認識を共有し、連携することで、DV被害者や困難を抱える女性の早期発見に努めます。
■ 要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。
■・■ 支援調整会議の設置・運営	困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。 なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。

<p>新 民間団体との連 携・協働</p>	<p>これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を生かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援に取り組んできた民間団体と連携・協働することで、DV被害者や困難な問題を抱える女性への、早期からの包括的かつ切れ目のない支援を推進します。</p>
-------------------------------	---

(重)は重点推進事業、(新)は新規事業)

◇具体的施策（２）地域における見守り支援の充実

事業名	事業の概要
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進	民間団体と連携・協働しながら、DVの防止や、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を地域で見守る意識の啓発を図ります。
民生委員・児童委員や民間団体等による地域見守りの促進	地域における見守り等により、DV被害者や困難な問題を抱える女性に寄り添いながら支援できるよう、民生委員・児童委員や民間団体等との連携を深めます。
相談窓口の周知 【再掲】	関係機関と連携し、ホームページや広報紙、SNS など、様々な媒体を活用しながら、各相談窓口の周知を行います。
新 女性の居場所づくりの支援	困難な問題を抱える女性は支援につながりにくい傾向にあることから、民間団体等が運営する、気軽に立ち寄り安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことのできる居場所に関する情報を提供するなど、女性の居場所づくりの支援を行います。

（新は新規事業）

【現状と課題】

DV被害者や困難な問題を抱える女性の立場に立った様々な支援策の一つとして、緊急時は、一時保護等による被害者の安全確保を実施しています。また、一時保護中も安心して生活できるよう、適切な支援策を講じることが求められています。

【施策の基本的方向】

県女性相談センターや警察と緊密に連携し、緊急時における安全な避難を支援するほか、一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性との継続した相談や、自立に向けた情報提供を行います。

◇具体的施策（1）一時保護等における支援体制の強化

事業名	事業の概要
県女性相談センターとの連携	県女性相談センターと緊密に連携しながら、DV被害者や困難な問題を抱える女性の一時保護を実施するなど、安全を確保します。
警察との連携	DVや女性特有の問題による被害が深刻化しないよう、DV被害者や困難な問題を抱える女性の情報を共有し対応に当たるなど、警察との連携を深めます。
一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性の支援	一時保護所に入所しているDV被害者や困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、退所後の自立に向けた情報提供、相談を行い、DV被害者や困難な問題を抱える女性が安心して生活できるよう支援します。
一時保護中のDV被害者や困難な問題を抱える女性に同伴するこどもの支援	児童相談所等と連携し、一時保護所に入所しているDV被害者や困難な問題を抱える女性に同伴するこどもの心身の状況に応じた、適切な支援を行います。
保護命令手続きに関する支援	DV被害者の安全を確保するため、DV防止法に基づく保護命令の手続きを支援します。
緊急時における一時避難場所の確保	一時保護による対応が困難な場合における、DV被害者や困難な問題を抱える女性の緊急避難場所の確保に向けた支援を行います。

基本方針Ⅲ 一人一人に寄り添う自立に向けた切れ目のない支援

《基本施策1》 安全・安心な生活に向けた支援

【現状と課題】

DV被害者や困難な問題を抱える女性が、避難先での安定した生活基盤を早期に確保することは非常に重要となりますが、様々な手続きを自ら行うことが難しいケースも少なくありません。このため、市配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員が中心となり、DV被害者や困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら自立に向けた継続的な支援策を講じることが必要になります。

【施策の基本的方向】

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安定した生活を送れるよう、関係機関等と連携しながら各種制度の手続きや避難先での住宅の確保等を支援します。特に、性暴力等の性的な被害を受けた女性の支援に当たっては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと緊密に連携します。

また、自立がすなわち孤立とならないように、地域移行後も継続的なフォローアップや相談支援を行います。

さらに、避難先での安全確保のため、DV被害者や困難な問題を抱える女性に関する情報管理を徹底します。

◇具体的施策（1）関係機関との連携による切れ目のない支援

事業名	事業の概要
☑ 関係機関との情報共有・連携強化	市要保護児童及びDV対策地域協議会や、新たに設置する支援調整会議の構成機関等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性に関する情報共有と役割分担のもと、円滑な支援を行います。
☑ DV被害者や困難な問題を抱える女性への円滑な支援 【再掲】	DV被害者や困難な問題を抱える女性を円滑に支援するため、関係機関等と相談内容などについて情報を共有し、ワンストップで対応することによりDV被害者や困難な問題を抱える女性の負担の軽減を図ります。
☑ 他自治体との情報共有・連携	DV被害者や困難な問題を抱える女性が、避難後も安全な環境のもとで適切な支援を受けられるよう、自治体間で連携し、情報共有・引継ぎを徹底します。

<p>新・重 支援調整会議の設 置・運営 【再掲】</p>	<p>困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。</p> <p>なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。</p>
<p>新 民間団体との連 携・協働 【再掲】</p>	<p>これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を生かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援に取り組んできた民間団体と連携・協働することで、DV被害者や困難な問題を抱える女性への、早期からの包括的かつ切れ目のない支援を推進します。</p>

(重)は重点推進事業、(新)は新規事業)

◇具体的施策（２）生活基盤を確保するための支援

事業名	事業の概要
生活を支援するための制度の活用促進	DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立に向けた生活支援のため、生活保護、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等、様々な制度を適切に活用できるよう支援します。
住宅の確保支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性の居住の安定を図るため、関係機関と連携しながら、民間・公営住宅への入居に向けた手続きを支援します。
行政機関等で行う諸手続きの支援	住民基本台帳、健康保険、年金、就学等の諸制度の手続きが安全かつ円滑に進むよう、制度の実施機関と連携した各種制度利用の調整等のコーディネートや同行支援を行います。
DV被害者や困難な問題を抱える女性の就労に向けた支援	自立支援教育訓練給付金事業等の活用やハローワークとの連携により、就労支援を行います。
母子生活支援施設等との連携による支援	母子生活支援施設や女性自立支援施設等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立に向けた継続的な支援や、DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもの支援を行います。

◇具体的施策（3）DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報管理の徹底

事業名	事業の概要
DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報の保護の徹底	DV被害者や困難な問題を抱える女性に係る情報が加害者等に漏洩することのないよう、個人情報の管理、保護を徹底します。
庁内DV等対応研修の充実 【再掲】	職員の、DVや性的被害等の女性特有の問題に対する理解を深め、DV等の対応能力が向上するよう、庁内DV等対応研修の充実を図ります。
庁内DV対応マニュアルを活用した適切な対応 【再掲】	庁内DV対応マニュアルを活用し、DV被害者や困難な問題を抱える女性への迅速かつ適切な対応を図ります。

【現状と課題】

DV被害者や困難な問題を抱える女性は、繰り返される暴力や性的被害等によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや、将来への不安等により、精神的に不安定になるケースがあります。このため、DV被害者や困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっては、心身の健康回復を支えることが重要になります。

【施策の基本的方向】

保健所や医療機関等との連携や女性相談を通じた心理的ケア等の実施により、早期の心身の健康回復を図ります。

◇具体的施策（1）心身の健康の回復支援

事業名	事業の概要
保健所や医療機関等との連携による心身の健康の回復支援	保健所や医療機関等と連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性が心身の健康を回復するための支援を行います。
民間支援団体等による心の健康の回復支援	民間支援団体等が実施する、DV被害者や困難な問題を抱える女性の心の健康回復のための活動を支援します。
相談員による心のケア	女性相談支援員や心理担当支援員※8が、DV被害者や困難な問題を抱える女性に寄り添いながら相談を受けることで、心のケアを図ります。

※8 心理担当支援員は、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、そのこどもの心理的側面からケア等を行う者。

【現状と課題】

児童虐待とDVには密接な関連があることから、本市においては、女性相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、DV被害者とそのこどもに対し支援を行っています。

また、保護者である困難な問題を抱える女性の心身のダメージが強く、同伴することの養育が十分に行えない状況の場合は、必要に応じて社会的養育や教育を受ける権利を守るための支援を行います。

DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが心身ともに健全に成長していくためには、関係機関が連携し、個々のケースに応じて適切に支援することが必要です。

【施策の基本的方向】

市要保護児童及びDV対策地域協議会や新たに設置する支援調整会議等の組織を活用し、その構成機関である児童相談所等の児童福祉、教育、保健・医療機関等と情報を共有することで、継続的な相談対応やこどもの心理的ケア、就学（園）・転校（園）手続き、乳幼児健診、予防接種の案内など、包括的な支援を行います。

◇具体的施策（1）家庭児童相談等の充実

事業名	事業の概要
㊦ 家庭児童相談等の充実	女性相談と家庭児童相談を一体的に行うことで、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、そのこどもに対し、適切な支援を行います。
㊦ 要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化 【再掲】	市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成機関である医療機関、教育機関、民生委員・児童委員、民間支援団体等からの情報提供等を通じて、DV被害者の早期発見と支援に努めます。
子育て支援サービスの提供	子育て支援施設や子育て支援団体との連携により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもに対する、適切な子育て支援サービスの提供を行います。
就学（園）・転校（園）等に向けた支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性の子どもが安全に就学（園）・転校（園）等ができるよう、関係機関と連携し、支援します。

乳幼児健診・予防接種の受診支援	DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもが乳幼児健診や予防接種を安全・安心に受けられるよう支援します。
発達に関する相談・支援の充実	DV被害者や困難な問題を抱える女性が自身のこどもの発達に関する相談を受けられるよう支援します。
新 ・ 重 支援調整会議の設置・運営 【再掲】	困難な問題を抱える女性を支援する地域の関係者との連携を深めるとともに、適切かつ円滑な支援を行うために必要な情報の交換や、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った支援に関する協議を行う支援調整会議を設置します。 なお、設置に当たっては、市要保護児童及びDV対策地域協議会との役割分担を整理し、効果的、効率的な運用の在り方について検討します。

(**重**)は重点推進事業、(**新**)は新規事業)

◇具体的施策（２）こどもの心理的ケアの充実

事業名	事業の概要
ホームフレンド事業の推進	NPO法人が実施する、心に不安を抱えやすいDV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもに対し、学生などを話し相手として派遣する事業を推進し、こどもが安心して生活できるよう支援します。
DV等のある環境で育ったこどもの心のケアの推進	児童相談所や学校等の関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者や困難な問題を抱える女性のこどもの状況について把握し、心理カウンセリングやスクールカウンセリングにより、こどもの心のケアを推進します。

基本方針Ⅳ 個人の尊厳を尊重しあう意識の啓発

《基本施策1》 市民に向けた意識啓発

【現状と課題】

DVや性暴力・性的虐待・性的搾取等は重大な人権侵害であることから、市民に向けた広報活動により、意識啓発を実施しています。DVや性的な被害の防止のためには、男女の人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが必要です。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性が、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができるという意識を醸成することが求められています。

【施策の基本的方向】

DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解を促進するとともに、DV根絶と個人の尊厳を尊重しあう意識の醸成を図るため、パープルリボンキャンペーン※⁹等を活用した広報活動を実施します。また、DVや女性特有の困難な問題が生じる原因の一つは、男女の人権に関する理解の不足であることから、男女の人権尊重意識の啓発に取り組みます。

◇具体的施策（1）DVや女性特有の困難な問題に対する正しい理解の促進

事業名	事業の概要
DV・児童虐待防止、女性支援施策に関する啓発	女性に対する暴力根絶に向けたパープルリボンキャンペーンと、児童虐待防止に向けたオレンジリボンキャンペーン※ ¹⁰ を推進することにより、DVと児童虐待の関連性について理解を推進するとともに、性的な被害等の女性が抱える困難な問題への理解や女性支援施策について啓発します。
DVの防止や地域での見守りに関する啓発の推進 【再掲】	民間団体と連携・協働しながら、DVの防止や、DV被害者や困難な問題を抱える女性を地域で見守る意識の啓発に取り組みます。
DV加害者プログラム等に関する情報収集と活用	DV被害者支援のため、加害者プログラム等に関する国や他自治体等における取組について情報を収集するとともに、その活用に向けた検討を行います。

※⁹ 女性に対する国際的な暴力根絶運動

※¹⁰ 「子ども虐待のない社会の実現」を目指す全国的な市民運動

◇具体的施策（２）男女の人権尊重の啓発

事業名	事業の概要
男女平等参画に関する広報啓発	男女の人権尊重はもとより、性別にかかわらず個人の尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保される男女平等参画の意識が浸透するよう、広報及び周知を図ります。
男女平等参画に関する学習機会の充実	男女平等参画やDV防止、困難な問題を抱える女性への支援に関する講座の開催等により、広く市民への啓発を進め、DV防止と困難な問題を抱える女性への支援のための取組の充実を図ります。

【現状と課題】

デートDV（生活の本拠を共にしない交際相手間の暴力）を正しく理解するための関係団体による講座の開催や、学校教育等における人権教育を行っています。DVや女性の性的な被害の防止に向けては、若年層からの意識啓発が大変重要です。

【施策の基本的方向】

将来にわたってDVの被害者や加害者、性的な被害を受ける女性を生み出すことのないよう、関係機関、団体と連携し、若年層に対し、DVや性暴力等に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるための教育、啓発を推進します。

◇具体的施策（1）DVや性的な被害の防止に関する若年層への教育

事業名	事業の概要
若年層へのデートDV等に関する予防啓発の推進	関係機関、団体と連携し、若年層へのデートDV、性暴力、JKビジネス※11等に関する予防啓発を推進します。

◇具体的施策（2）教育機関等との連携

事業名	事業の概要
学校教育等における男女平等参画・人権教育の推進	学校教育等において、暴力を許さない教育をはじめ、男女平等観に基づいた一人一人を大切にする教育や人権に関する教育を推進します。
教職員等に対する意識の啓発	教育や保育に従事する教職員等に対し、DVや性的な被害の防止の視点での男女平等参画や人権に関する意識啓発を行います。

※11 女子高校生（JK）など、18歳に満たない人に性的なサービスを提供させること。

第5章 推進体制と進行管理

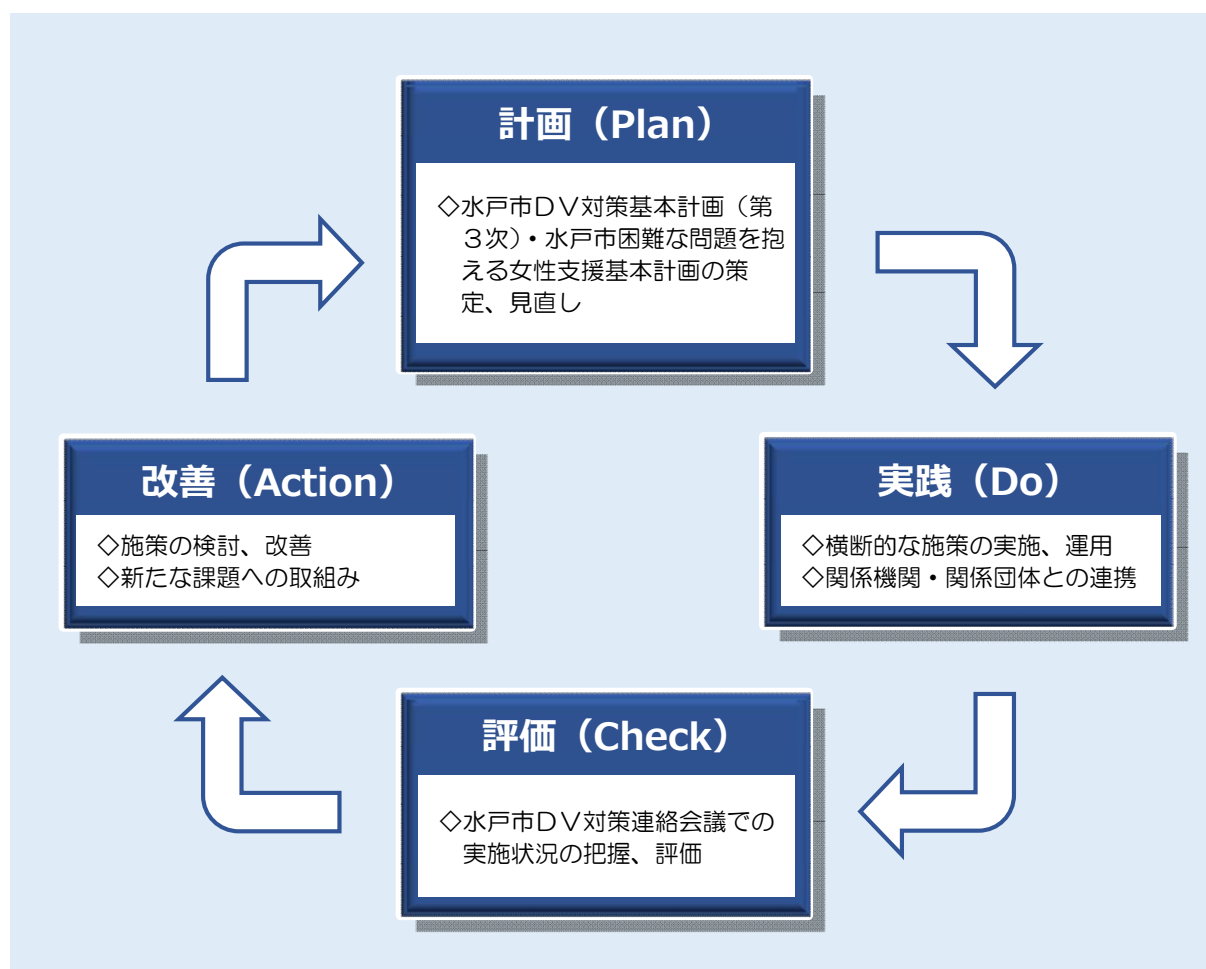
1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市の関係各課や関係機関、関係団体等との連携により、横断的な施策に取り組むとともに、有識者や関係機関、関係団体等の意見を反映させながら推進していきます。

2 進行管理

本計画は、DV防止法及び女性支援新法に基づく国の基本方針に即して、相談体制の強化や推進すべき施策を位置付け、PDCAサイクルにより進行管理を行います。

また、DV対策及び困難な問題を抱える女性支援施策は、社会情勢の変化や関係法令等の改正により新たな対策が求められることがあることから、適宜、本計画の見直しを行うこととします。



【附 属 資 料】

■SDGsとの関連.....	48
■DV防止法の制定及び主な改正の内容.....	49
■水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・水戸市困難な 問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員名簿.....	51
■水戸市DV対策連絡会議設置要項.....	52
■DVに関する市民意識調査（抜粋）.....	54
■デートDVに関する調査.....	62
■用語解説.....	66
■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	68
■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	80
■相談機関の窓口.....	85

■ SDGs との関連

本計画は、市民が配偶者等からの暴力のないまちで安全に安心して暮らせるよう、また、女性であることに起因して起こる困難な問題を解消していくことで、女性が自立し、安心して暮らすことができるよう、様々な施策を講じるものです。誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs においては、以下の開発目標が該当します。



【参考 17の持続可能な開発目標】



■DV防止法の制定及び主な改正の内容

	主 な 内 容
法制定 2001（平成13）年4月	《法律名》配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 《目 的》DVの防止及び被害者の保護を図る ◇通報、相談、保護、自立支援等の体制整備 ◇保護命令制度の制定 ◇都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等
平成16年改正 2004（平成16）年5月	◇DVの定義の拡大 → 精神的暴力、性的暴力を追加 ◇保護命令制度の拡充 → 元配偶者への拡大等 ◇国による基本方針の策定 ◇都道府県基本計画の策定を義務化
平成19年改正 2007（平成19）年7月	◇保護命令制度の拡充 → 生命等に対する脅迫、電話、メール等の禁止等を追加 ◇市町村基本計画の策定を努力義務化 ◇市町村における配偶者暴力相談支援センター業務の実施を努力義務化
平成25年改正 2013（平成25）年6月	◇生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を適用対象 ◇法律名の変更（「等」を追加） → 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
令和元年改正 2019（令和元）年6月	◇相互に連携、協力すべき関係機関として児童相談所を明確化 ◇保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることを明確化
令和5年改正 2023（令和5）年5月	◇一時保護の委託業務に関する秘密保持義務を明確化 ◇「被害者の保護」に被害者の自立の支援を追加 ◇関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設 ◇接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大 ◇保護命令制度の拡充 → 期間の伸長等
令和7年改正 2025（令和7）年12月	◇接近禁止命令等における禁止行為の拡大 → 紛失防止タグについて位置情報の取得や、取り付ける行為等を追加

■女性支援新法の制定の内容

	主 な 内 容
法制定 2022（令和4）年5月	《法律名》困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 《目 的》困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る ◇関係地方公共団体間及び支援を行う関係機関等との緊密な連携 ◇市町村基本計画の策定を努力義務化 ◇女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設による支援 ◇民間団体との協働による支援 ◇関係機関等で構成する支援調整会議での情報交換、支援内容に関する協議 ◇調査研究の推進、人材の確保等

■水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定経過

年 月 日	内 容
2024（令和6）年 12月2日 ～12月23日	<p>■市民意識調査</p> <p>一般市民（配布2,000件／回収595件／回収率29.8%）</p>
5月13日	<p>■令和7年度 第1回水戸市DV対策連絡会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画策定基本方針（案）について</p>
5月26日	<p>■政策会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画策定基本方針（案）について</p>
9月25日	<p>■令和7年度 第1回水戸市DV対策連絡会議実務担当者会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画策定基本方針について</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画に位置づける事業について</p>
10月10日	<p>■第1回水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員意見聴取</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画策定基本方針について</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画施策体系（案）について</p>
11月14日	<p>■令和7年度 第2回水戸市DV対策連絡会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）について</p>
11月14日	<p>■第2回水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員意見聴取</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）について</p>
12月18日	<p>■政策会議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）について</p>
2026（令和8）年 1月13日 ～2月11日	<p>■意見公募手続（パブリックコメント手続）</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）について</p>
3月19日	<p>■庁議</p> <p>・水戸市DV対策基本計画（第3次）・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）について</p>

■水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員規則

令和2年7月2日
水戸市規則第155号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく計画（以下総称して「計画」という。）を策定するため、水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・困難な問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(令7規則62・全改)

(所掌事項)

第2条 専門委員は、計画の策定に関する事項について調査研究を行う。

(選任)

第3条 専門委員は、4人以内とし、学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、1年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令7規則62・全改)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年7月29日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

■水戸市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画・水戸市困難な問題を抱える女性支援基本計画検討専門委員名簿

団 体・機 関 名	役 職	氏 名
茨城大学教育学部	教 授	佐藤 裕紀子
筑波大学医学医療系	准 教 授	森田 展彰
特定非営利活動法人 ウィメンズネット「らいず」	代 表 理 事	三富 和代
日本司法支援センター茨城地方事務所	常 勤 弁 護 士	宮田 尚典

(団体・機関名50音順 敬称略)

■水戸市DV対策連絡会議設置要項

(設置)

第1条 本市における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関し、庁内の関係各課が相互に連携し、DV被害者等への的確な支援を行うため、水戸市DV対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) DV被害者等に対する迅速かつ適切な対応を行うための連携及び協力に関すること。
- (2) DV被害者等の早期発見・安全確保に関すること。配偶者からの暴力
- (3) DV被害者等の自立支援に関すること。
- (4) DV防止に向けた意識啓発の推進に関すること。
- (5) 基本計画の策定に関すること。
- (6) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、こども部長をもって充てる。
- 3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、デジタルイノベーション課長、行政経営課長、市民課長、財政課長、市民税課長、資産税課長、収税課長、生活安全課長、男女平等参画課長、福祉総務課長、生活福祉課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長、こども政策課長、幼児保育課長、健康づくり課長、感染症対策課長、国保年金課長、住宅政策課長、学校管理課長、学校保健給食課長、教育研究課長

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(実務担当者会議)

第5条 連絡会議に、第2条に規定する事項の調査及び研究をするため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の委員は、次に掲げる課等に属する職員であって、所属長の推薦を受けた者をもって充てる。

デジタルイノベーション課、市民課、市民税課、資産税課、収税課、生活安全課、男女平等参画課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、介護保険課、こども政策課、子育て支援課、幼児保育課、健康づくり課、感染症対策課、国保年金課、住宅政策課、学校管理課、学校保健給食課、教育研究課

(関係者の出席)

第6条 連絡会議及び実務担当者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成28年5月12日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

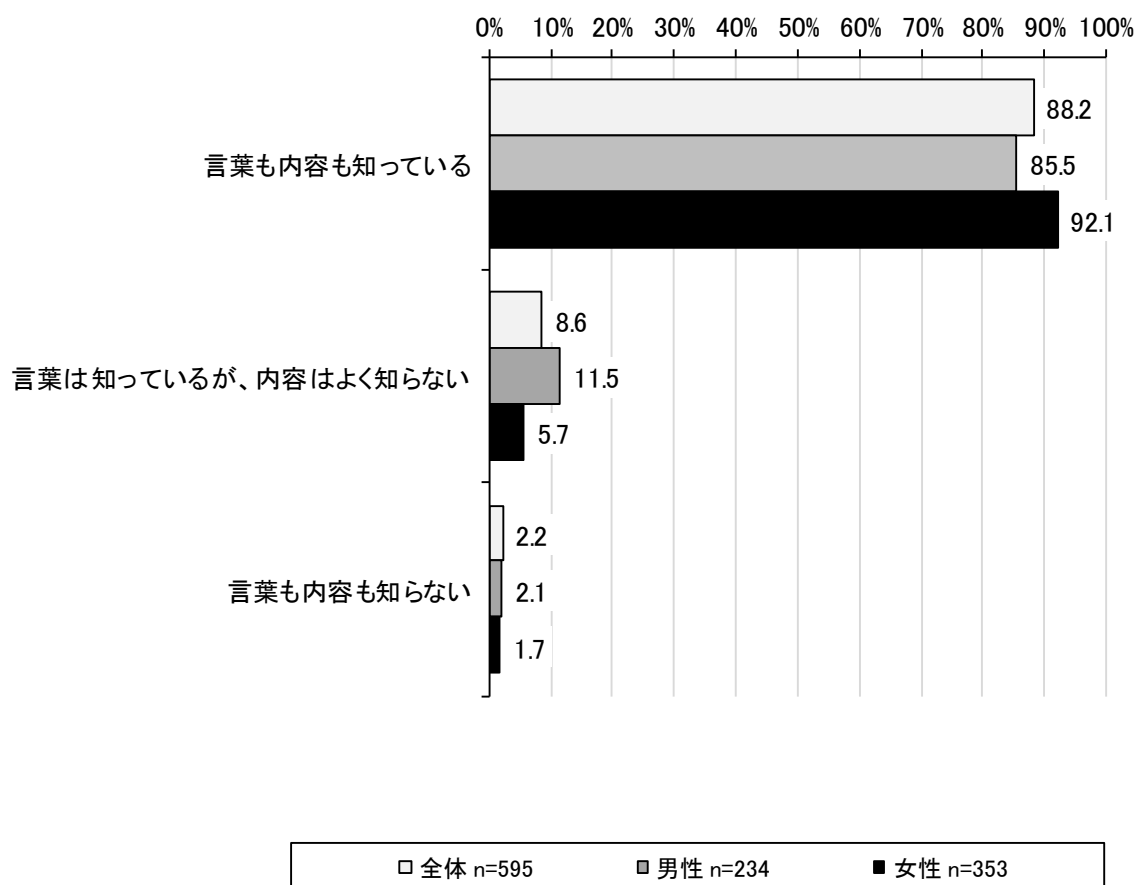
■DVに関する市民意識調査（抜粋）

（1）DVの認知度

DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度については、「言葉も内容も知っている」が88.2%で最も高く、次いで「言葉は知っているが、内容はよく知らない」が8.6%、「言葉も内容も知らない」が2.2%となっています。

性別にみると、「言葉も内容も知っている」と回答した方の割合は、男性が85.5%の一方で、女性は92.1%となっています。

図-20 DVの認知度



(2) DVを受けたことで相手と別れたか

「これまでにDVを受けたことがある」と回答した人のうち、「相手と別れた」が38.3%で最も高く、次いで「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」が33.3%、「別れたい(別れよう)と思わなかった」が16.0%となっています。

なお、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した人が相手と別れなかった理由については、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が40.7%と最も高く、次いで「経済的な不安があったから」が29.6%、「相手が別れることに同意しなかったから」が18.5%となっています。

図-21 DVを受けたことで相手と別れたか

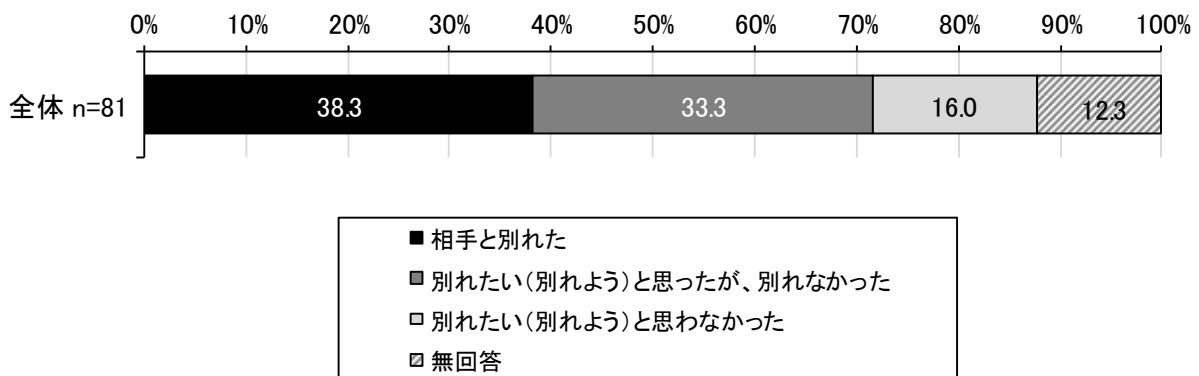
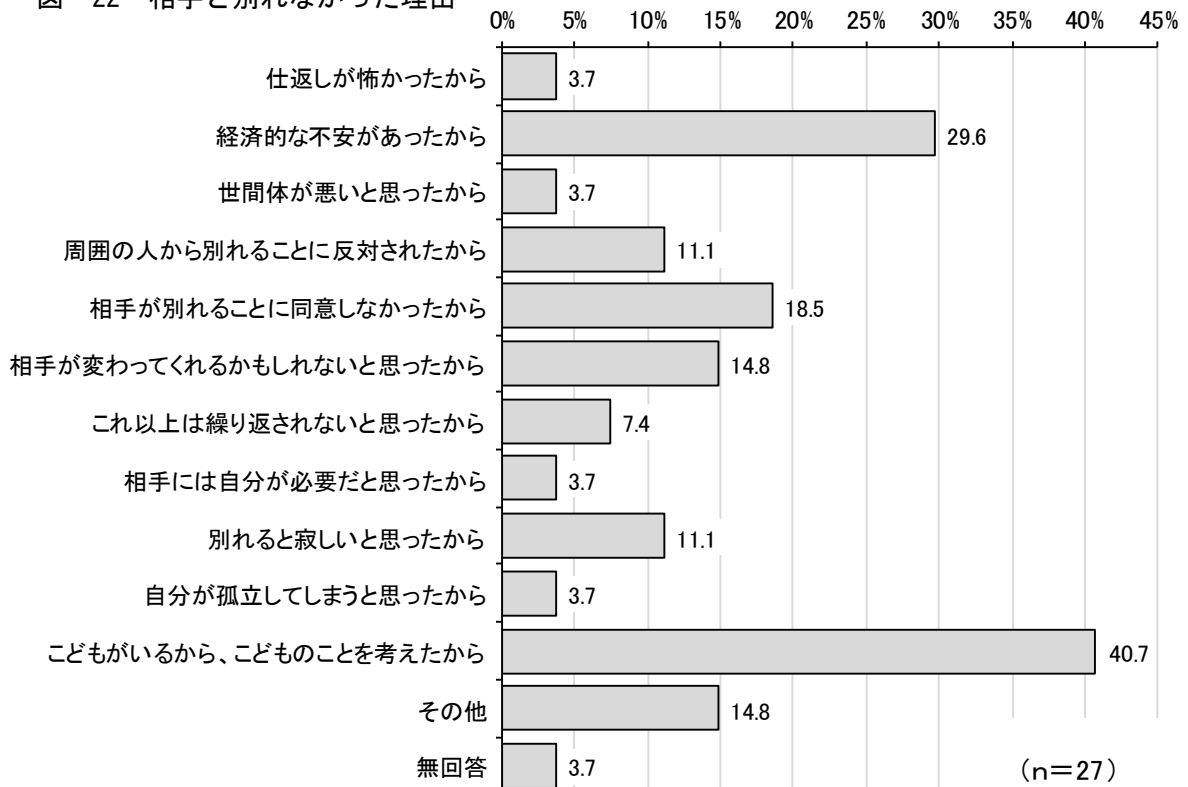


図-22 相手と別れなかった理由



(3) 周囲の人がDVを受けていることに対する認識

周囲の人がDVを受けていることを見たり聞いたりしたことがあるかどうかについて、総数で24.9%の方が「ある」と回答しています。

また、DVを受けている人について誰かに相談したかについては、「家族・親類」が19.6%と最も高く、次いで「友人や近所の人」が17.6%、「警察」が6.8%となっています。

図-23 周囲の人がDVを受けていることを見たり聞いたりしたことの有無

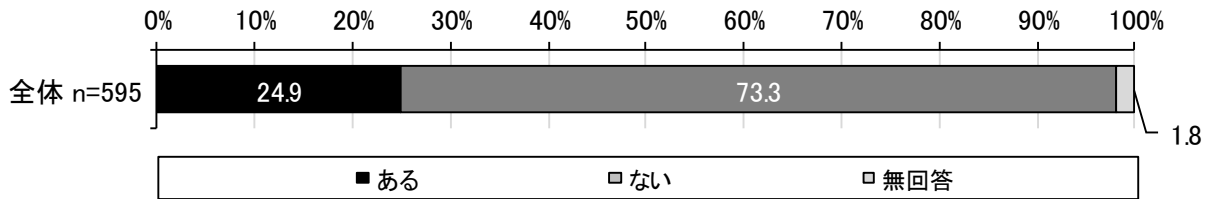
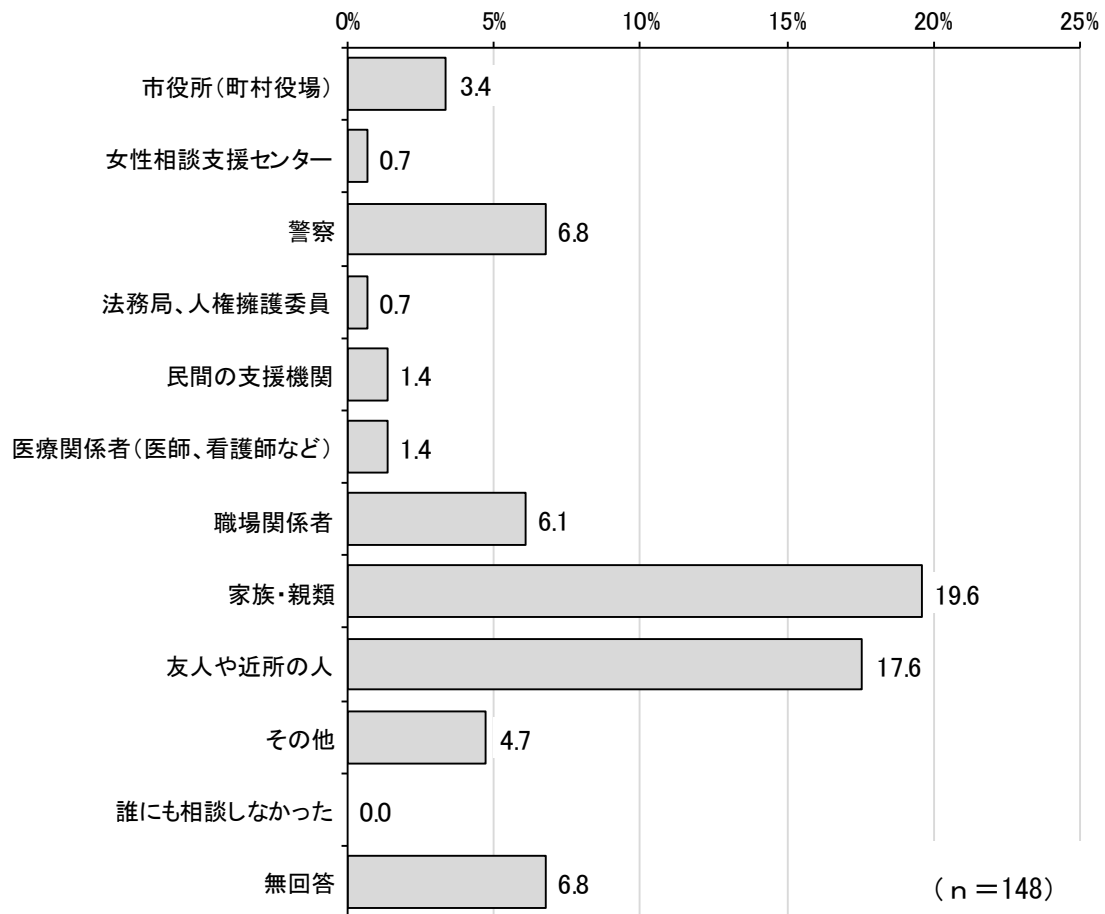


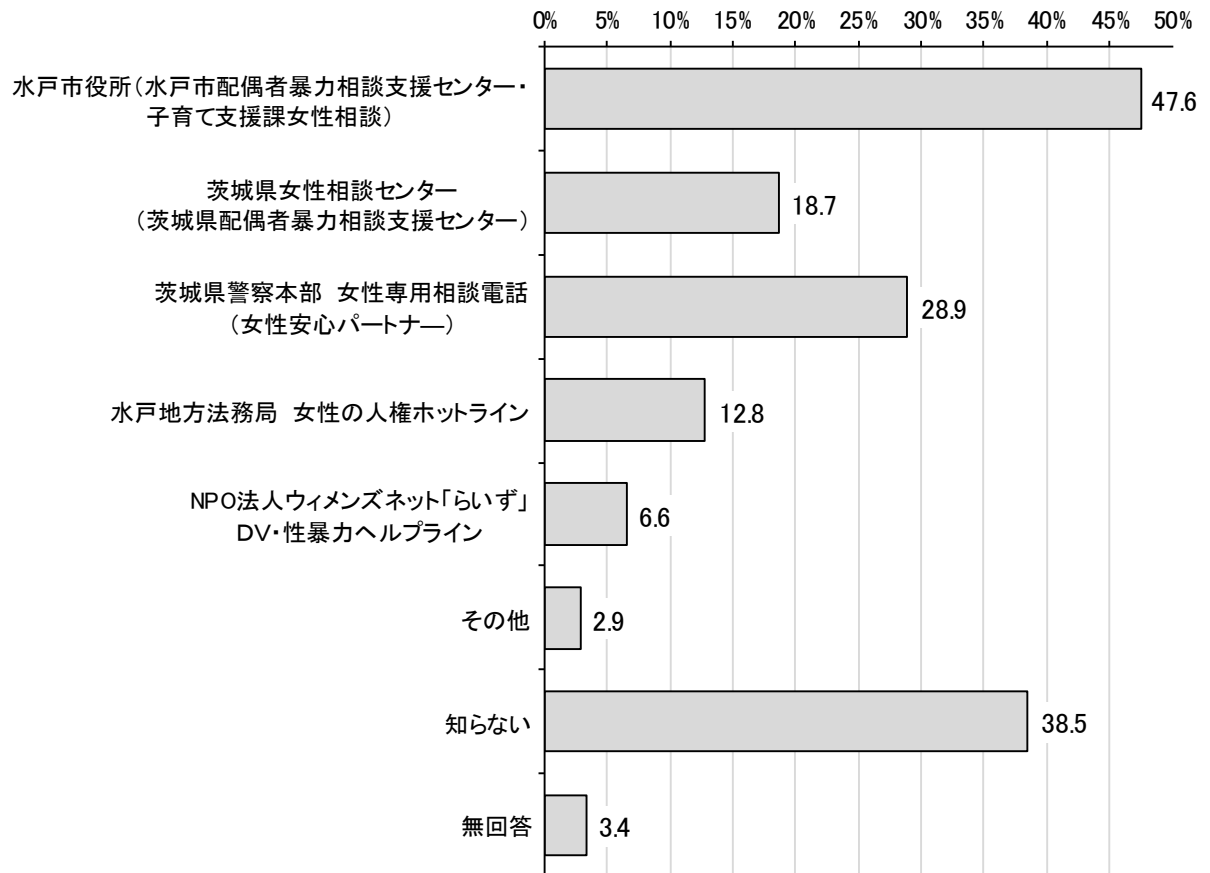
図-24 DVを受けている人について誰かに相談したか



(4) 相談窓口の認知度

相談窓口の認知度は、「水戸市役所（水戸市配偶者暴力相談支援センター・子育て支援課女性相談）」が47.6%と最も高く、次いで「茨城県警察本部 女性専用相談電話（女性安心パートナー）」が28.9%となっています。一方で、38.5%が相談窓口を「知らない」と回答しています。

図-25 相談窓口の認知度

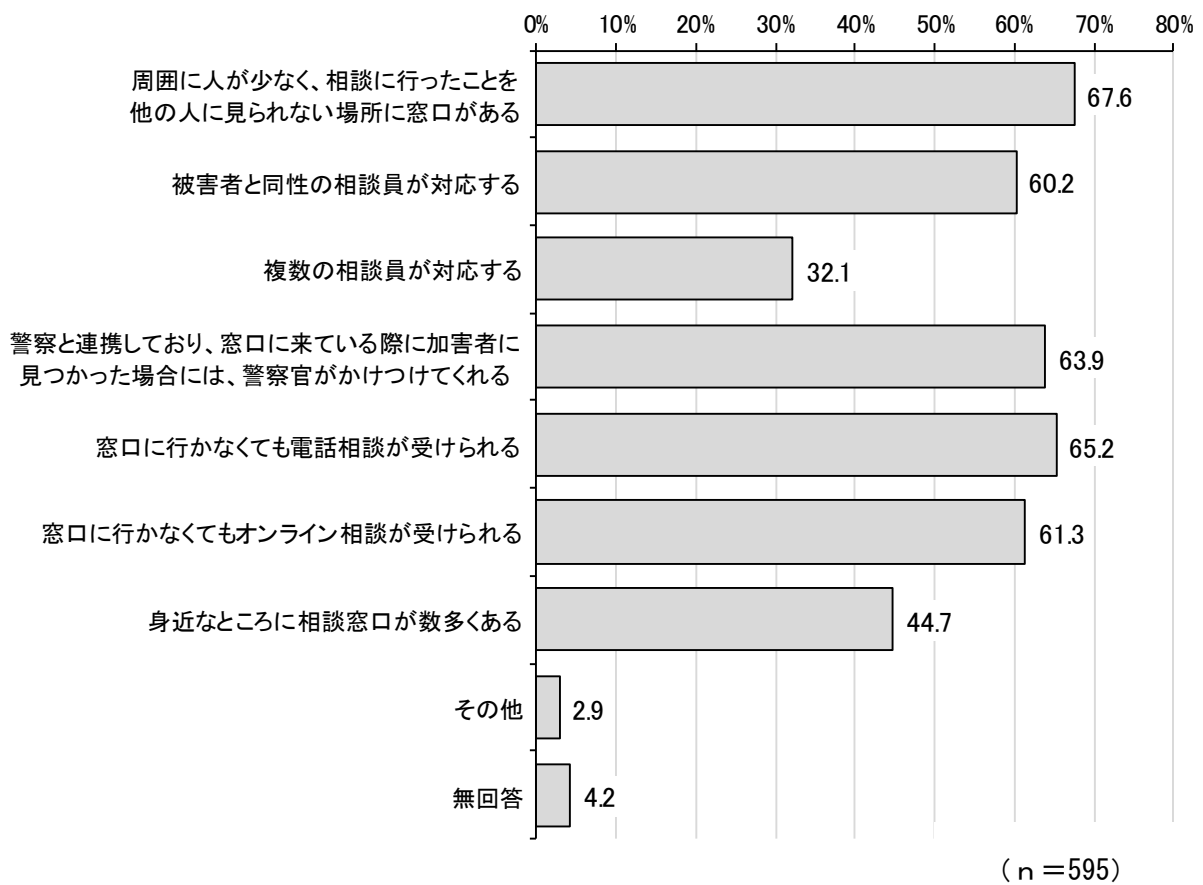


(n=595)

(5) 相談窓口に必要なと思うこと

DV被害者が安心して相談できるために、相談窓口にはどのようなことが必要だと思うかについては、「周囲に人が少なく、相談に行ったことを他の人に見られない場所に窓口がある」が67.6%で最も高く、次いで「窓口に行かなくても電話相談が受けられる」が65.2%、「警察と連携しており、窓口に来ている際に加害者に見つかった場合には、警察官がかけつけてくれる」が63.9%となっています。

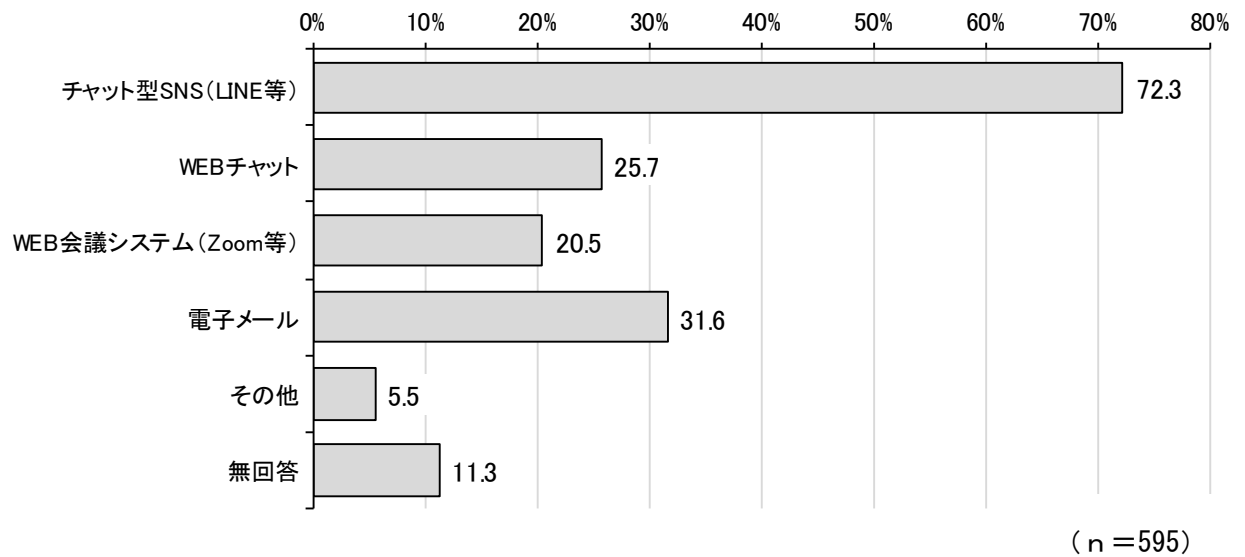
図-26 相談窓口に必要なと思うこと



(6) オンライン窓口の利便性

DV被害防止対策の推進事業として、オンライン相談窓口が開設された場合、どのようなツールからであれば利用しやすいと感じるかについては、「チャット型SNS (LINE等)」が72.3%で最も高く、次いで「電子メール」が31.6%、「WEBチャット」が25.7%となっています。

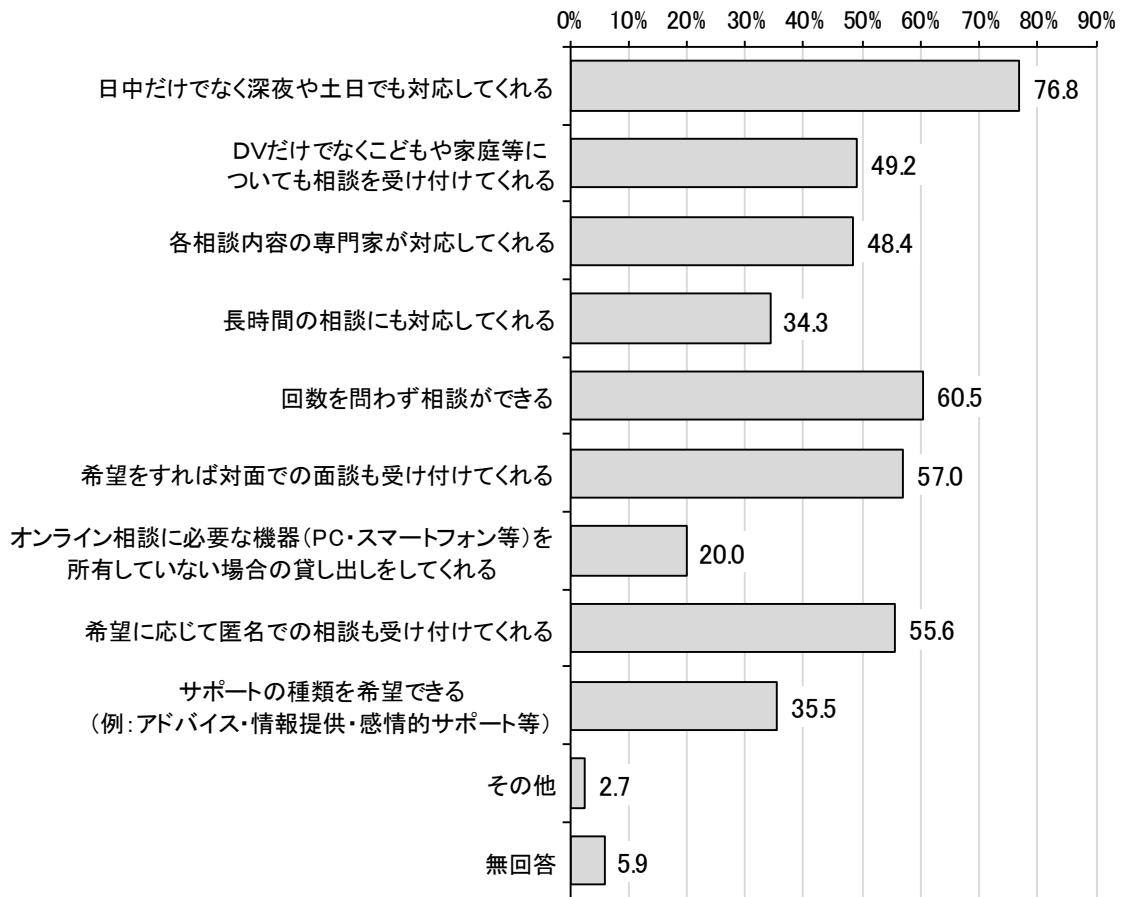
図-27 オンライン窓口の利便性



(7) オンライン相談窓口がよりよいものになるための要件

DV被害防止対策の推進事業として、オンライン相談窓口が開設された場合、どのようなものであるとよりよい相談窓口になると思うかについては、「日中だけでなく深夜や土日でも対応してくれる」が76.8%で最も高く、次いで「回数を問わず相談ができる」が60.5%、「希望をすれば対面での面談も受け付けてくれる」が57.0%となっています。

図-28 オンライン相談窓口がよりよいものになるための要件

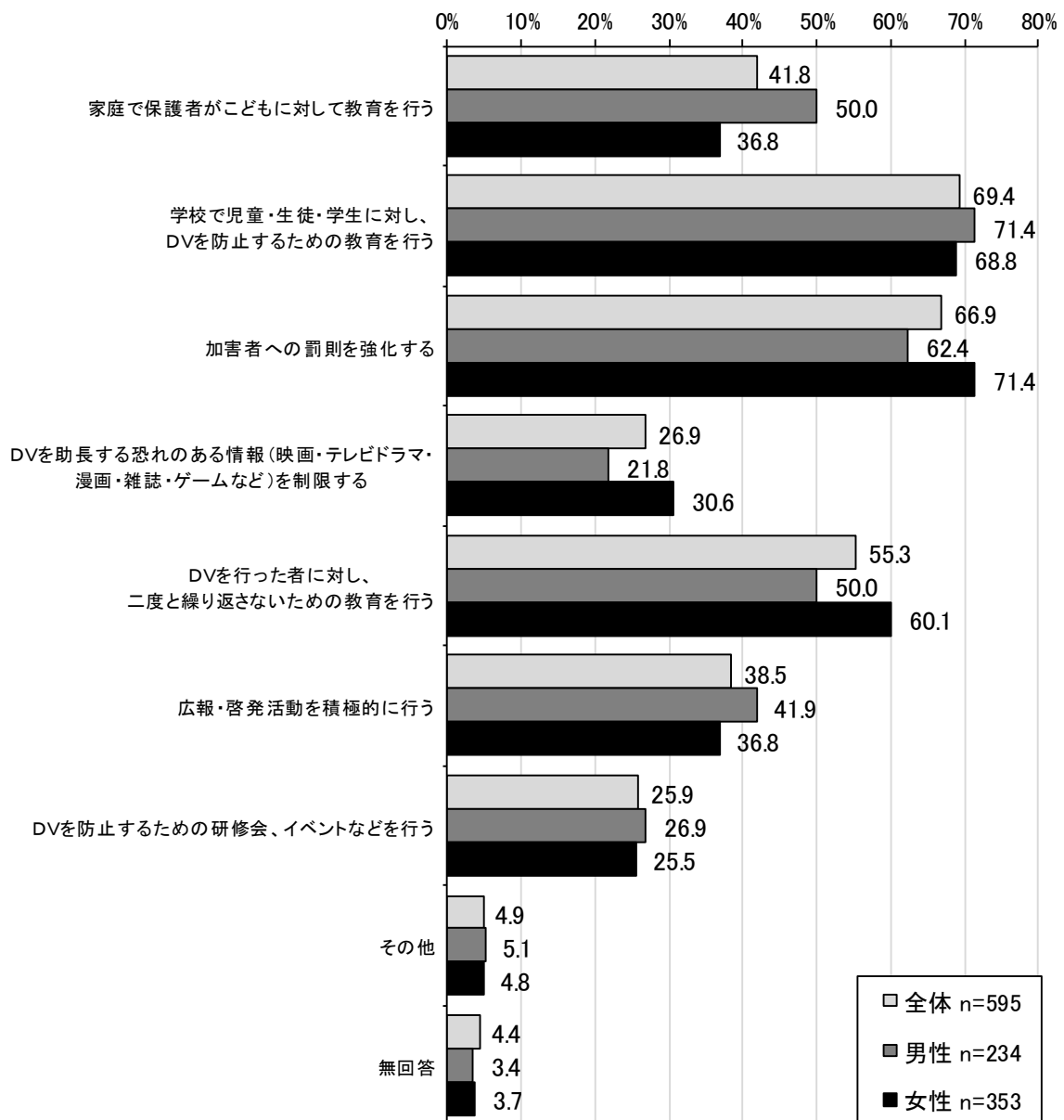


(n=595)

(8) 社会全体でDVをなくすために必要だと思うこと

社会全体でDVをなくすためにどのようなことが必要だと思うかについては、「学校で児童・生徒・学生に対し、DVを防止するための教育を行う」が69.4%と最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」が66.9%、「DVを行った者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」が55.3%、「家庭で保護者が子どもに対して教育を行う」が41.8%となっています。女性では「加害者への罰則を強化する」が71.4%と最も高く、男性では「学校で児童・生徒・学生に対し、DVを防止するための教育を行う」が71.4%と最も高くなっています。男性では「家庭で保護者が子どもに対して教育を行う」が50.0%である一方で女性は36.8%となっています。

図-29 社会全体でDVをなくすために必要だと思うこと



■デートDVに関する調査

デートDVとは、生活の本拠を共にしない交際相手間の暴力のことを言います。

デートDVに関し、NPO法人が2022（令和4）年6月から2023（令和5）年2月までに実施した調査結果※12は次のとおりとなっています。

【調査の概要】

◇実施主体	特定非営利活動法人ウィメンズネット「らいず」
◇調査対象	2、659人 県内の高校13校の生徒
◇調査方法	「らいず」の講座を受講した生徒にアンケート調査
◇有効回答	2、363人（男性1、111人、女性1、198人、そのほか46人、性別無回答8人／回収率88.9%）
◇恋人がいる／いた	877人（男性406人、女性448人、そのほか20人、性別無回答3人）

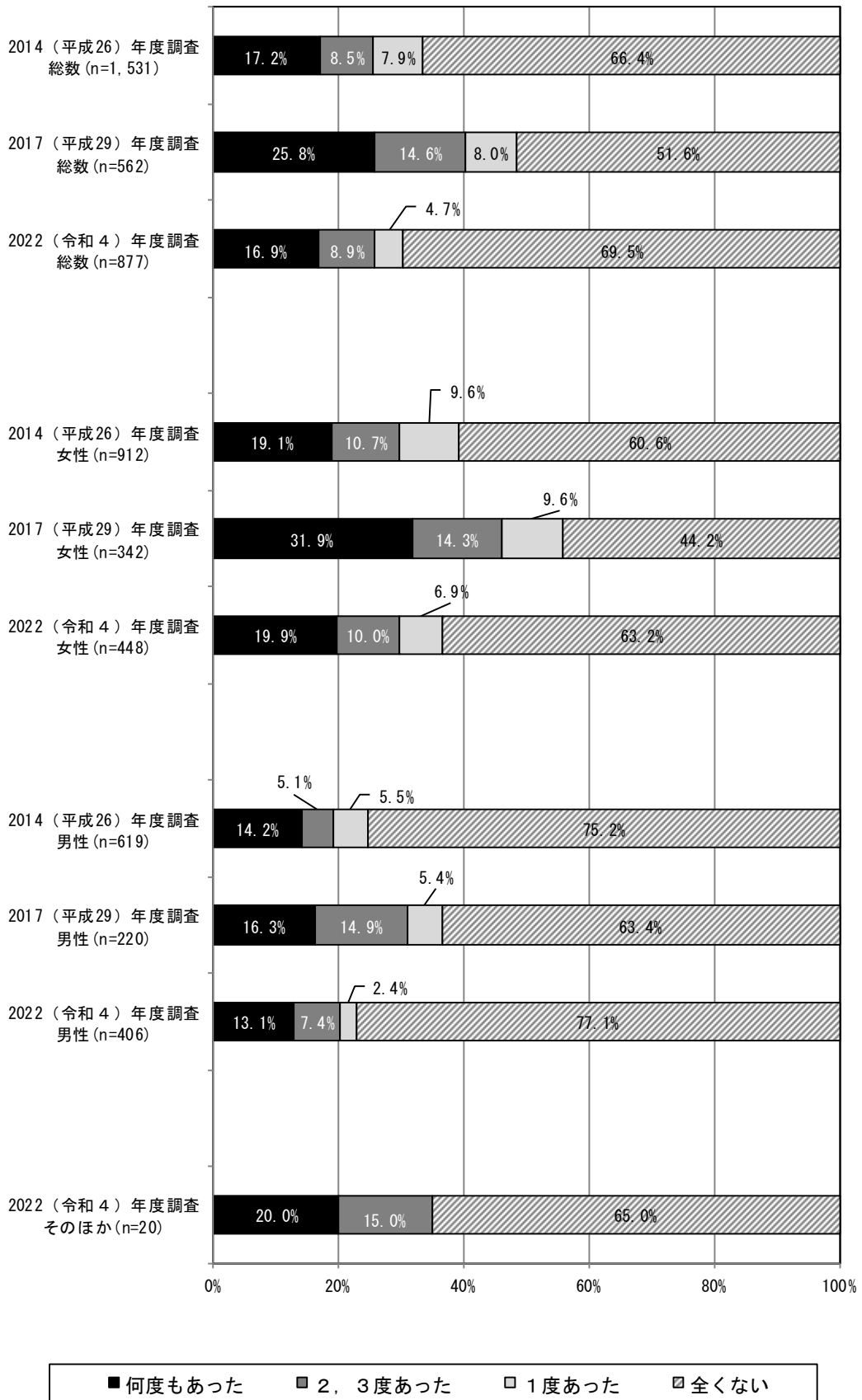
（1）デートDVの被害経験

「恋人がいる／いた」と答えた人のうち、男性の22.9%、女性の36.8%が、デートDVの被害を1回以上経験しており、男女ともに2017（平成29）年度の前回調査よりも、デートDVの被害を経験したことがあると回答した人の割合が低くなっています。

被害経験の回数については、男女ともに1回だけ経験するよりも、複数回にわたって被害を経験している割合が高くなっています。

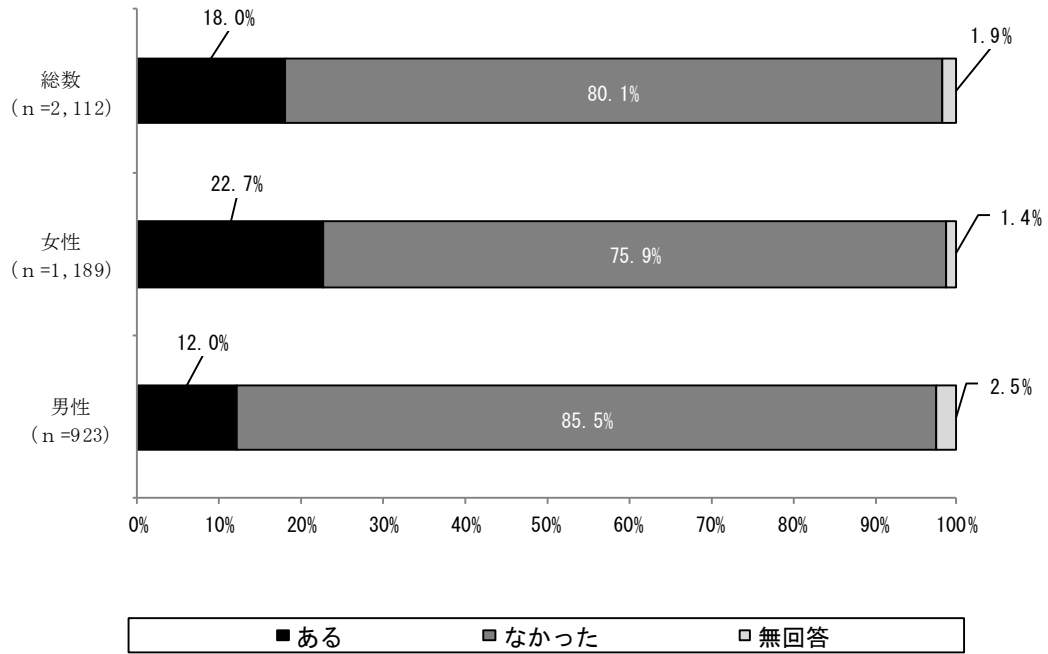
※12 同法人は、2014（平成26）年6月から2015（平成27）年3月まで及び2017（平成29）年6月から11月に同様の調査を実施している。

図-30 デートDVの被害経験



参考

図-31 交際相手から暴力を受けた経験（国）

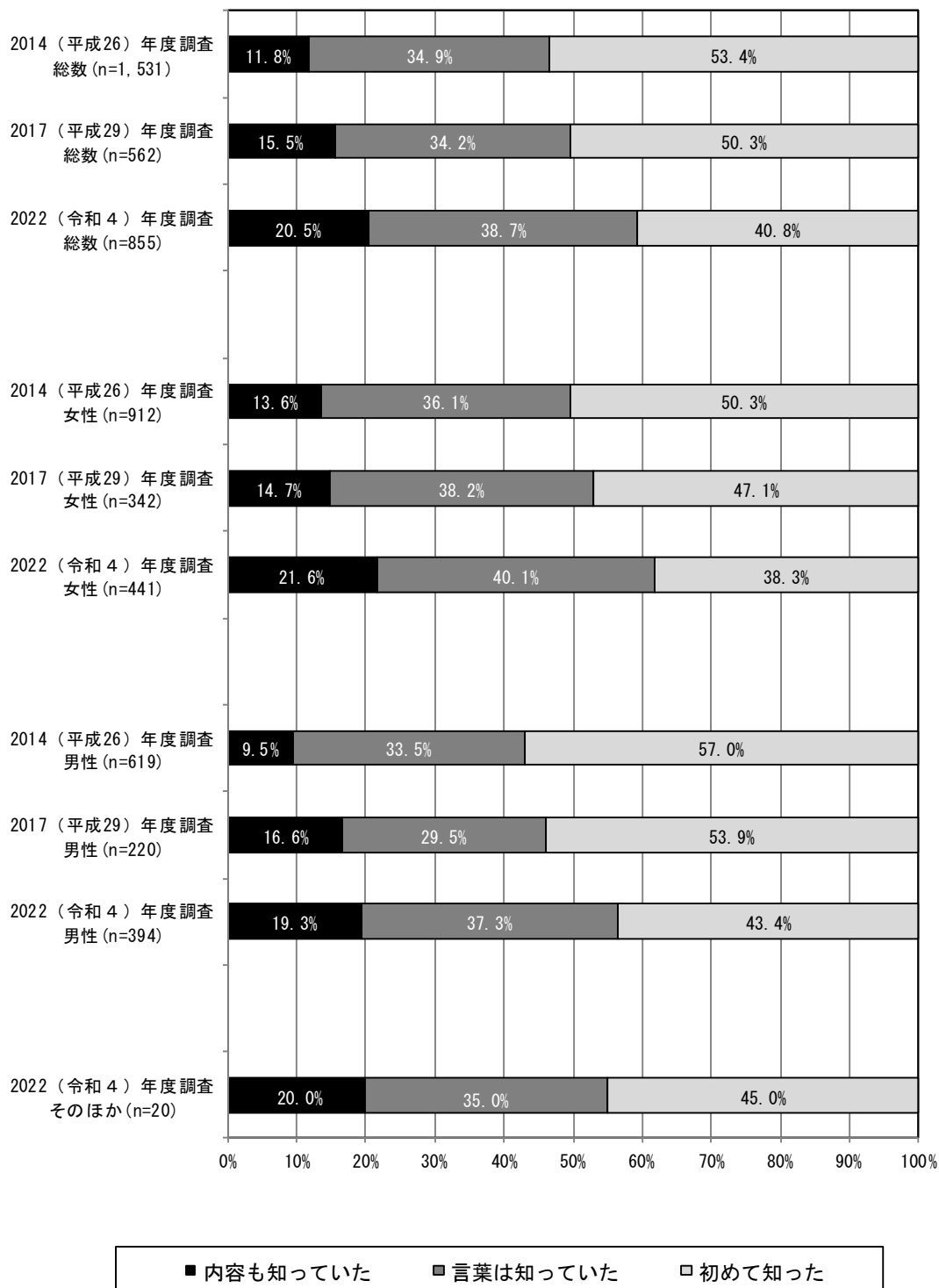


（「男女間における暴力に関する調査（令和5年度）」内閣府）を基に水戸市作成

(2) デートDVに対する認識

女性の61.7%、男性の56.6%、そのほかの55.0%が、デートDVという言葉、または内容について知っており、男女ともに2017（平成29）年度の前回調査に比べ、デートDVに対する認識が高くなっています。

図-32 デートDVに対する認識



■用語解説

行	用語	解説
ア行	一時保護	DV防止法や女性支援新法においては、DV被害者や困難な問題を抱える女性と、その同伴する家族を、女性相談支援センター一時保護所等において一時的に保護すること
カ行	家庭児童相談	家庭においてこどもが健全に成長発達していくための養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言などを行うこと
サ行	女性相談	夫婦や親族間の問題、結婚、離婚、人間関係のトラブル等様々な悩みを抱える女性の相談に、女性相談支援員などが応じること
	女性相談支援員（旧名：婦人相談員）	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者 女性支援新法において設置が努力義務とされている。
	女性相談支援センター（旧名：婦人相談所）	女性支援新法に基づき、①対象女性の立場に立った相談、相談を行う機関先の紹介、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立促進のための情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う機関
	支援調整会議	困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、地方公共団体が関係者を集めて組織する会議体 女性支援新法において設置が努力義務とされている。
	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、自ら就職に結びつくような技能知識あるいは就職に有利な資格を取得するときに、給付金を支給する県の事業
	性的マイノリティ	性自認や性的指向など、性及び性別には多様な性の態様があり、LGBT（Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender）の方など、一般的に典型的と言われている態様でない人達の総称
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供する機関

行	用語	解説
タ行	男女平等参画	男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができること
ハ行	(市) 配偶者暴力相談支援センター	DV防止法に基づく、配偶者等からの暴力を受けた被害者を支援する機関 電話相談や面接相談を行うほか、支援に関する基本的な情報提供や関係機関等との連絡調整、必要に応じて被害者等の自立に向けた継続的な支援等も行う。
	母子生活支援施設	児童福祉法に基づく、配偶者のない女性等及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、退所した人について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭等を対象とした無利子又は低利子の融資制度
マ行	民生委員・児童委員	ボランティアとして地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員 民生委員は、地域において、住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねている。 児童委員は、地域のこどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
ヤ行	(市) 要保護児童及びDV対策地域協議会	児童虐待及びDVの早期発見・早期対応など適切な支援を実施するため、保護や支援が必要な児童、妊婦及びDV被害者に関する必要な情報の交換や、支援の内容について協議する組織

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年 六月 二日法律第 六四号
同 一九年 七月 一日同 第一一三号
同 二五年 七月 三日同 第七二号
同 二六年 四月 二三日同 第二八号
令和 元年 六月 二六日同 第四六号
同 四年 五月 二五日同 第五二号
同 四年 六月 一七日同 第六八号
同 五年 五月 一九日同 第三〇号
同 五年 六月 一四日同 第五三号
同 七年 一二月 一〇日同 第八四号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防

止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の

装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。) (同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令七法八四・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求

めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ず

ることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十條第二項、第百八十五條第三項、第二百五五條第二項、第二百五五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百二十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発

に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定に

よるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

第二百八回通常国会

第二次岸田内閣

改正 令和 四年 六月一五日法律第六六号

(同 四年 五月二五日同 第五二号)

同 四年 六月一七日同 第六八号

(同 四年 五月二五日同 第五二号)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養^{かん}に資する教育及び啓発

を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整

理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

■相談機関の窓口

相談先	受付時間	主な相談内容等
<p>茨城県女性相談センター</p> <p>水戸市三の丸1-5-38</p> <p>TEL：029-221-4166</p>	<p>(電話相談)</p> <p>平日：9時00分～21時00分</p> <p>土日祝日：9時00～17時00分</p> <hr/> <p>(来所相談)</p> <p>要電話予約</p> <p>(相談時間)</p> <p>9時00分～17時00分</p> <p>(年末年始を除く)</p>	<p>・DV相談</p> <p>※性別を問わず相談可</p> <p>・困難な問題を抱える女性からの相談</p>
<p>水戸市子育て支援課 (水戸市配偶者暴力相談支援センター)</p> <p>水戸市中央1-4-1</p> <p>水戸市役所本庁舎2階</p> <p>TEL：029-232-9111</p>	<p>平日：8時30分～17時15分</p> <p>(祝日、年末年始を除く)</p>	<p>・DV相談</p> <p>※性別を問わず相談可</p> <p>・困難な問題を抱える女性からの相談</p>
<p>茨城県警察本部 女性専用相談電話</p> <p>TEL：029-301-8107</p>	<p>年中無休</p> <p>24時間受付</p>	<p>・DV、ストーカー相談</p> <p>※性別を問わず相談可</p>
<p>特定非営利活動法人 ウイメンズネット 「らいず」</p> <p>TEL：029-222-5757</p>	<p>毎週水曜日、金曜日</p> <p>10時00分～15時00分</p> <p>(第5週、祝日及び年末年始を除く)</p>	<p>・DV相談</p> <p>※性別を問わず相談可</p>
<p>性暴力被害者サポート ネットワーク茨城</p> <p>TEL：029-350-2001</p>	<p>平日：10時00分～17時00分</p> <p>(祝日、年末年始を除く)</p>	<p>・性暴力被害者からの相談</p> <p>※性別を問わず相談可</p>

水戸市
D V 対 策 基 本 計 画 (第 3 次)
困 難 な 問 題 を 抱 え る 女 性 支 援 基 本 計 画
(2 0 2 6 年 度 ~ 2 0 2 8 年 度)

2 0 2 6 年 6 月 発 行

編 集 ・ 発 行

水戸市こども部子育て支援課

水戸市中央1丁目4番1号

TEL / 0 2 9 (2 2 4) 1 1 1 1

FAX / 0 2 9 (3 5 0) 6 8 8 2
